

カレント アウェアネス

Current Awareness

目 次

小特集：IFLAソウル大会に参加して

IFLAソウル大会参加報告ーレファレンス・サービスをめぐってー

[CA1609] / 北川知子 2

IFLAソウル大会報告ー視聴覚・マルチメディア分科会を中心にー

[CA1610] / 石塚陽子 3

障害者サービスの源流ーDAISY&統合デジタル図書館ワークショップ報告ー

[CA1611] / 原田圭子 5

小特集：インターネットに対応する納本制度改正の動き

ニュージーランドにおける法定納本制度改正の動き

[CA1612] / 熊倉優子 6

ドイツにおけるオンライン出版物の法定納本制度

[CA1613] / 渡邊斉志 7

フランス法定納本制度改正とウェブアーカイブへの対応

[CA1614] / 鈴木尊紘 8

ベトナムの図書館の概要

[CA1615] / Nguyen Hoa Binh 11

ナレッジ・ベース社会に向けたタイの図書館の立場

[CA1616] / Surat Lertlum, Sarawat Ninsawat 12

研究図書館目録の危機と将来像ー3機関の報告書からー

[CA1617] / 渡邊隆弘 14

米国の図書館界とSNS 検閲

[CA1618] / 井上靖代 17

米国の公共図書館における成人リテラシー支援プログラムの現状と課題

[CA1619] / 瀬戸口誠 19

動向レビュー

英国 JISC による教育・学習支援

[CA1620] / 呑海沙織 21

研究文献レビュー

公共図書館職員の養成教育と継続教育

[CA1621] / 大谷康晴 23

No.290
2006.12.20

編集・発行／国立国会図書館 関西館事業部 図書館協力課
〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3 TEL:(0774)98-1448
季刊／3月・6月・9月・12月 各20日発行

・本誌は、メールマガジン「カレントアウェアネス-E」<<http://www.dap.ndl.go.jp/ca/modules/cae/>>と連携を図りながら、図書館及び図書館情報学における、国内外の近年の動向及びトピックスを解説する情報誌です。
・本誌の全文は、「Current Awareness Portal」<<http://www.dap.ndl.go.jp/ca/modules/ca/>>でもご覧いただけます。
・本誌に掲載された記事を長文にわたり抜ずいして転載される場合には、事前に図書館協力課に連絡してください。

この刊行物は再生紙を使用しております。

小特集

IFLA ソウル大会に参加して

2006年8月20日から24日にかけて、韓国・ソウルにおいて世界図書館情報会議 (World Library and Information Congress) : 第72回国際図書館連盟 (International Federation of Library Association : IFLA) 大会が開催され、国立国会図書館からも職員が参加しました。

本号ではその中から、大会での議論の様子や国際的な潮流について、「レファレンス・サービス」、「視聴覚・マルチメディアサービス」、「障害者サービス」の各分科会参加者によるレポートを掲載します。

CA1609

IFLA ソウル大会参加報告

- レファレンス・サービスをめぐって -

筆者は、2006年8月16日から24日まで、韓国のソウルにおいて開催された第72回IFLA大会及びサテライトミーティングに参加した。本稿ではレファレンス・サービス関連のセッションを中心に報告する。レファレンス・サービスと収集、ドキュメントデリバリーの緊密な関係

IFLA ソウル大会に先立ち、2006年8月16日から18日まで、韓国国立子ども青少年図書館において、IFLAの収集・蔵書構築分科会、ドキュメントデリバリー・資源共有分科会、レファレンス・情報サービス分科会の三分科会が主催するIFLA ソウル大会サテライトミーティング「デジタル時代のリソース・シェアリング、レファレンス、蔵書構築一実践的アプローチ」が開催された⁽¹⁾。米国、フランス、イタリア、メキシコ、ロシア、フィンランド、デンマーク、シンガポール、中国、ニュージーランド、韓国、日本など、様々な国から参加者が集い、その数はおよそ60名にのぼった。

最初の「電子情報のマネジメント」セッションでは、電子情報の選定やライセンス契約をめぐり、担当者求められるスキル、電子情報のマネジメントに必要な統計データなどについて報告が行われた。

続く「資源共有とドキュメントデリバリー」セッションでは、韓国の公共図書館の貸出しサービスについての事例報告や、韓国科学技術情報院における電子情報提供サービスの現状と問題点の報告、ドキュメントデリバリーとレファレンス・サービスとの接点をめぐる報告などが行われた。

最後のレファレンス・情報サービス分科会のセッションでは、IFLA デジタル・レファレンス・ガイドラインとその活用法、大学図書館における文献情報管理

ソフトウェアの提供やチャット・サービス実験などについての報告が行われた。このセッションでは、当館のレファレンス協同データベース事業についても報告を行った。

サテライトミーティングでは、三分科会の報告や議論を通して、収集、資料提供、レファレンス・サービスという図書館を代表する三つの機能の密接な関係を再認識することができた。参加者からも今後の定期的な開催を期待する声が多かった⁽²⁾。

レファレンス・サービスのクオリティ

IFLA ソウル大会では、8月21日に「デジタル・レファレンス・サービスのクオリティ」と題したセッションが行われ、レファレンス・サービスのクオリティの向上や測定方法をめぐって議論が行われた⁽³⁾。

報告者に共通していたのは、質の高いレファレンス・サービスを行うためには、利用者に対する詳細なインタビューが不可欠、という認識である。したがって、Eメールやウェブフォームを使った非同期式のサービスよりも、対話によって利用者のニーズを的確に把握できるチャット・レファレンスなどの同期式のサービスが重視されていた。同期式のサービスには非同期式以上に人的資源が必要であるため、協同レファレンス・サービスの仕組が活用されている。QuestionPoint (CA1476 参照) がその典型と言えるが、このセッションに参加したQuestionPointの報告者からは、回答のクオリティの維持・向上のための対応マニュアルや、クオリティ・チームによる回答レビューについての報告があった⁽⁴⁾。クオリティ・チームによる回答レビューは、利用者に対するアンケート調査とともにサービスのクオリティを測る手段のひとつである。その他、QuestionPointに寄せられる質問数、リピートユーザー数、待ち時間や応答時間の長さ、参加館数なども、クオリティを数量的に測る指標として用いられている。インターネット時代を生き抜くためのマーケティング活動

8月22日には、レファレンス・情報サービス分科会のセッション「現代の図書館におけるレファレンス・サービスのマーケティング」⁽⁵⁾が行われた。

マーケティング戦略を採り入れ、大幅な利用者増に成功した市立図書館や、文書館や博物館と連携してマーケティング活動を行っている図書館からの事例報告のほか、マーケティングの7つの要素を用いて、公共、大学、専門、学校図書館のパフォーマンスを分析した研究などが報告された。また、マーケティングを行ううえで、どのような技能がレファレンス・ライブラリアンに求められるのかを分析した報告では、コミュニケーション能力、ITのスキル、人間関係を円滑に進める能力、ニーズを把握する力等が重視されていた。

図書館におけるマーケティング活動は、英米を中心に1980年代初頭から始まっており、図書館サービス

の改善・推進のためにマーケティング戦略を導入するという考え方自体、決して目新しいものではない。しかし、今回、レファレンス・サービスの分科会のテーマとしてマーケティングが選ばれたことや、図書館をめぐる環境の変化によって、図書館はもはや唯一の情報提供者ではなくなっている、という現状がどの報告においても繰り返し強調されていたことを考えると、レファレンス・サービスを提供するうえでは、マーケティング活動の重要性がますます高まっていると言えるだろう。

きたがわともこ
(主題情報部：北川知子)

- (1) "WLIC 2006 SEOUL SATELITE MEETING". 韓国国立図書館. (online), available from <<http://www.nl.go.kr/satellitemeeting/wlic/program.php>>, (accessed 2006-10-17).
- (2) 詳細については、下記月報記事も参照のこと。
北川知子. デジタル時代のリソース・シェアリング, レファレンス, 蔵書構築: 実践的アプローチ. 国立国会図書館月報. No.548, 2006, 8
- (3) "World Library and Information Congress: 72nd IFLA General Conference and Council". IFLANET. (online), available from <<http://www.ifla.org/IV/ifla72/Programme2006.htm>>, (accessed 2006-10-17).
- (4) "24/7 Reference Collaborative Policies and Procedures". QuestionPoint. (online), available from <http://questionpoint.org/ordering/cooperative_guidelines_247rev3.htm>, (accessed 2006-11-17)
- (5) *Op. cit.* (3).

CA1610

IFLA ソウル大会報告

ー視聴覚・マルチメディア分科会を中心にー

はじめに

2006 年の IFLA ソウル大会に参加する機会を得た。現在国立国会図書館の電子資料課という部署において音楽・映像資料室を担当していることもあり、公開セッションは視聴覚・マルチメディア分科会のもを中心に聴講した。今年は単独ではなく、情報技術分科会や国立図書館分科会、公共図書館分科会との合同公開セッションとして開催された。このうちいくつか興味深かった発表について紹介したい。

Global Memory Net

国立図書館分科会との合同セッションで、“Global Memory Net” (GMNet)⁽¹⁾についての発表があった。これは、全米科学財団 (NSF) の助成を受けた世界中の図書館、美術館等のデジタル文化遺産コレクションへのポータルサイトであり、80 以上の国から提供されているデジタル・コレクションを 8 か国語 (11 月 14 日現在) で閲覧することができる。静止画像に加え、動画も一部含まれている。またコンテンツを提供している各参加機関に対し、GMNet は汎用検索システムの提供による支援も行っている。これは、技術水準

のそれほど高くない機関向けのものから GMNet と同程度の機能を持つ高水準のものまで 3 種類用意されている。これらの検索システムにより、各参加機関は自らのデジタル・コレクションの機能の充実を図ることもできるようになっている。

利用者サービスにおける GMNet の特徴の一つは、様々な検索手段を提供していることであろう。メタデータのみでなくコンテンツベースの検索、提供国別の検索などを利用することができる。また個々のコレクション別の検索に加え、全てのコレクションを横断検索することも可能になっている。

コンテンツベースの検索とは、画像の色、形等の特徴が類似した画像を検索し、表示する機能である。例えば、秦の始皇帝の兵馬俑の画像に興味を持った場合、similar というボタンを 1 回クリックするだけでそれに類似する色、形の画像 (すなわち同様の兵馬俑の画像) を一覧表示させることができる。この機能を利用すれば、ある文化遺産について何も知らなくても、連鎖的に表示される画像やその解説等により容易に知識を深めていくことが可能だという。GMNet は、SIMPLIcity (Semantics-sensitive Integrated Matching for Picture Libraries)⁽²⁾と言う画像検索システムを利用してこの検索機能を実現している。

この GMNet に日本から唯一参加している鶴見大学からも発表があった。“Tsurumi Collection”として現在和歌や古地図等の貴重書コレクションを公開している。現在は日本人であっても解読できる人はそう多くないということで、和歌の資料については音声ファイルが付けられ、原文の朗読を聴くことができるようになっている。

“Tsurumi Collection”の検索、解説文の表示等は日本語、英語の 2 か国語対応である。古典文学等に関する専門用語が使用されているため、英文版作成は困難が伴ったという。しかし、日本の文化遺産を英語で紹介するデジタル・ライブラリーはあまり多くなく、所蔵している貴重書を世界へ向けて発信するためには必須のことであったという話が印象的であった。

Moving Image Collections

米国議会図書館等によって構築されてきた動画の総合目録 MIC (Moving Image Collections; E135, CA1558 参照)⁽³⁾を多言語対応にしようという事業が現在進められている。この MIC は、全世界の動画総合目録となることを目指しているが、インターフェイスは英語のみで、参加機関も多くは米国内に存在する。現在北米以外からは 16 か国の機関が部分的に参加しているが、目録を提供しているのはすべて米国内の 11 機関である。この現状を打破するため、フランス語、スペイン語、アラビア語での利用を可能にする事業が進行中とのことだった。この事業により、今後参加国、参加機関がどのくらい増えるのか楽しみである。

Bibliotekernes Netmusik

デンマークの公共図書館においては、2004 年より“Bibliotekernes Netmusik”という音楽配信サービスが行われている⁽⁴⁾。このサービスを利用すると、音楽ファイルは利用者のパソコンへ直接配信される。現在提供されているのは約 11 万曲で、その 3 分の 1 は国内版 CD をデジタル化したものである。コストは実際の CD を購入・提供するよりかなり安いという。

利用者は無料で 1 日ないし 7 日間、曲を「借りる」ことができる(1 日貸出はいずれ無くなる予定である)。音楽ファイルは、デジタル著作権管理処理をされたウィンドウズメディアオーディオのフォーマットによって配信される。貸出期間がすぎるとそのファイルは機能しなくなる仕組みになっている。現在著作権者と貸出期間を 30 日間に延ばせないか等協議中だが、まだ結果は出ていないそうである。予想よりは利用が伸びていないが、デンマークの公共図書館の実に半数以上に相当する約 130 館がこのサービスに参加しているとのことであった。

また、まだ実験段階ではあるが、デンマークでは“Bibcast”という図書館による映画の配信サービスも構築されつつあるとのことである。

スコットランドにおけるデジタル・ライブラリー・プロジェクト

他には、スコットランドにおけるデジタル・マルチメディア・サービスについての発表もあった。その中核となっているのがスコットランド文化資源アクセスネットワーク(SCRAN; CA1459 参照)である。参加機関は図書館に加え、文書館、博物館、美術館等多岐にわたる。資料保存というよりは教育的利用を第一の目的とするこの SCRAN では、参加機関の教員、司書等の利用者は、画像、動画、音楽を自由にダウンロードでき、必要であれば加工して使うことができる。もちろんこのような利用に関しても著作権処理がなされている。2005 年 12 月に政府の予算措置は終了したが、このようなデジタル・ライブラリー・プロジェクトが有用であるという認識は浸透しつつあるとのことであった。

おわりに

以上が興味を持った発表の紹介である。デジタル・ライブラリーについては上記で触れたもの以外にもいくつかの発表があり、多くの事業が計画、実行されていることを知った。例えばスイスでは、異なる画像情報を統合的に整理・管理・検索できるようにする“Living Memory”⁽⁵⁾という事業が現在進行中だという。また、美術図書館分科会の公開セッションでも、ネパールの建築保存プロジェクトに関するハーバード大学図書館の発表の中で、そのプロジェクトに関するデジタル・ライブラリーが構築されていることについて言及があった⁽⁶⁾。

個人的な感想となるが、この IFLA ソウル大会に参加することで、様々な国の様々な現状、事業等を知ることができたのは貴重な経験であった。実際に発表される場にいるということで、発表者の熱意、或いはある会場においてはその場全体の熱気のようなものを肌で感じられたのも得がたい経験だったと思っている。

(資料提供部電子資料課：石塚陽子^{いしつかようこ})

- (1) “Global Memory Net”. (online), available from <<http://www.memorynet.org/home.php>>, (accessed 2006-10-17).
- (2) James Z. Wang et al. “SIMPLIcity”. (online), available from <http://wang14.ist.psu.edu/cgi-bin/zwang/regionsearch_show.cgi>, (accessed 2006-11-17).
- (3) “Moving Image Collections”. (online), available from <<http://mic.imtc.gatech.edu/index.php>>, (accessed 2006-11-2).
- (4) “Bibliotekernes netmusik”. (online), available from <<https://www.bibliotekernesnetmusik.dk/netmusik>>, (accessed 2006-11-2).
- (5) Martin L. et al. Combining different access options for image databases. IFLANET. (online), available from <http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/091-Leuenberger_Stettler_Grossmann_Herget-en.pdf>, (accessed 2006-11-2).
- (6) Hugh Wilburn. Nepal Architecture Archive at Harvard University: Using Library Technology to Preserve Cultural Heritage and Take It into the Future. IFLANET. (online), available from <<http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/135-Wilburn-en.pdf>>, (accessed 2006-11-20).

- Ref: Ching-Chin, Chen. Using Tomorrow's Retrieval Technology to Explore the Heritage: Bonding Past and Future in the Case of Global Memory Net. IFLANET. (online), available from <<http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/097-Chen-en.pdf>>, (accessed 2006-10-10).
- Yuka Egusa et al. New Innovative Access to Educational and Cultural Multimedia Contents. IFLANET. (online), available from <http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/097-Egusa_Nagatsuka-en.pdf>, (accessed 2006-10-10).
- Marwa el Sahn. Multilingual access to moving image collections. IFLANET. (online), available from <<http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/091-ElSahn-en.pdf>>, (accessed 2006-10-10).
- Kent Skov et al. Promoting downloaded digital services in the public libraries in Denmark. IFLANET. (online), available from <http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/122-Skov_Byrjalsen-en.pdf>, (accessed 2006-10-10).
- Bruce Royan et al. Public Digital Multimedia Services in a Small Country. IFLANET. (online), available from <<http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/122-Royan-en.pdf>>, (accessed 2006-10-10).
- Nagatsuka, Takashi et al. “Global Memory Net Offers New Innovative Access to Tsurumi's Old Japanese Waka Poems and Tales, and Maps”. Digital libraries: implementing strategies and sharing experiences: 8th international conference on Asian digital libraries, ICADL 2005: Bangkok, Thailand, December 12-15, 2005: proceedings. Edward A. F. et al. Berlin, Springer, c2005, 149-157.

CA1611

障害者サービスの潮流 ーDAISY&統合デジタル図書館ワークショップ報告ー

IFLA ソウル大会に先立ち、8月17・18日に、韓国点字図書館で標記ワークショップが開催された。主催者の韓国点字図書館は、1969年に設立された韓国初の点字図書館であり、民間による運営であるが韓国の点字図書館界で中心的な役割をはたしている。

ワークショップでは「DAISY と統合デジタル図書館」をテーマに、日本、韓国を含むアジア、ヨーロッパの8か国から12の報告がなされた。本稿では、このうちの主なトピックを紹介してゆきたい。

DAISY の普及と資料のデジタル化

DAISY は現在デジタル録音図書の国際標準規格として普及している。(CA1471, CA1486 参照)。最新の規格である DAISY3.0 (2002年にANSI/NISO Z39.86として採択)は「マルチメディア DAISY」と通称されているとおり、音声だけではなく画像・テキストを格納し処理できる規格である。

デンマークの国立視覚障害者図書館 (Danish National Library for the Blind:以下, DBB)では、2000年にDAISY図書の新規作成を、2002年にはアナログ資料からDAISY資料への遡及変換を開始し、すでに14,000タイトルのDAISY図書をサービスに供している。また、2008年までに過去のアナログ資料をすべてDAISY化する計画も進んでいる。

フィンランドのセリア視覚障害者図書館 (Celia Library for the Visually Impaired:以下, Celia)でも、年間約1,600タイトルを新規作成し、今後約15,000タイトルのアナログ資料を変換する予定である。

また録音資料の製作では、デジタル情報の特性を生かしたシステムにより効率化が進んでいる。日本点字図書館が2005年に導入した新システムでは、録音時の環境音を消去したり、録音音声レベルを一定に保つ技術の導入により、これまで録音ブースで行うしかなかった録音作業が自宅でも可能となった。さらに、メールやファイル転送を使用することで進捗管理、録音と校正などを平行処理できるようになり、これまで20-25週かかっていた録音資料作成が5-8週間で完成するようになっている。

新サービス

このようなDAISYの普及により、サービスの可能性が広がっている。先の北欧2カ国では、録音資料はオンデマンドでコピーを作成し提供しているが、利用後の廃棄を前提に、資料の返却を不要とするサービスを開始している。

韓国のLGサンナム (Sangnam) 図書館では、「ユビキタス図書館」と銘打って、韓国点字図書館が

作成した録音資料をインターネットや電話回線経由でPCや専用の携帯電話端末に送信するサービスを開始した。

このほか、直接ウェブ経由でデータを送信してそれを専用ソフトで視聴したり、点訳ソフトや読み上げソフトで読み上げたりするサービスは、各国で開始されている。

対象利用者の拡大

身体障害者、失語症、知的障害者、聴覚障害者など「読み書きに障害を持つ人々」に対しても、「マルチメディア DAISY」の有効性が認められつつあり、利用対象の拡大が進められている。DBBやCeliaはサービス対象者を視覚障害者から、「読むことに障害を持つ人々」に拡大した。また、スウェーデンでは著作権法により、2002年から正式に認可された団体は、印刷物を読めない障害をもつ人々への貸与を目的に、著者や出版社の許可を受けずに録音図書の製作ができるようになった。

日本でも、著作者団体と図書館関係団体との当事者間協議が行われているところである。

デジタルディバイド

ワークショップでは、先進的な取り組みの例が多く紹介されたが、同時に課題もあらわになった。

国レベルでは、すでに何万タイトルもDAISY資料が作成され提供体制が整っているところがあれば、作成自体が始められたばかりのところもある。また個人レベルでも中・高齢の視覚障害者は最新の再生機器、再生ソフトの操作が困難である、再生機器自体が比較的高価であるため購入できない、など、最新の技術・環境を利用できない人々が数多くいる。このようなデジタルディバイドの解消が今後の大きな課題である、という認識を参加者は共有できた。

(関西館事業部図書館協力課：原田圭子^{はらだけいこ})

Ref: DAISY & 統合デジタル図書館. 韓国電子図書館. (オンライン), 入手先 <<http://infor.kbll.or.kr/workshop/index-jap1.asp>>, (参照 2006-11-9).

Tank, Elsebeth. DBB on our way to the hyper modern digital library. 2006 Seoul Workshop: Daisy & Integrated Digital Library. 2006. 1-6.

Voutilainen, Paivi. Designing and building a digital Library system at Celia Library for the Visually Impaired, Finland. 2006 Seoul Workshop: Daisy & Integrated Digital Library. 2006. 7-9.

Amano, Shigetaka. Biblio-Net Service in Japan. 2006 Seoul Workshop: Daisy & Integrated Digital Library. 2006. 10-13.

Youk, Kuen-Hae. Ubiquitous Library. 2006 Seoul Workshop: Daisy & Integrated Digital Library. 2006. 14-17.

小特集

インターネットに対応する 納本制度改正の動き

インターネットが社会に不可欠のインフラとなっている今日、インターネット上で公開される著作物の数も日増しに増加しています。

その一方で、このような著作物は、作成や消去が容易で不安定であるという特性を持ち合わせており、国民の知的営為の成果物が時の経過とともに消えてしまうことが懸念されています。

そこでこれらの著作物を「納本制度」により収集・保存し、次世代に継承しようとする動きが出てきています。本号では、納本制度によるこれらの著作物の収集を開始するニュージーランド、ドイツ、フランスの3か国の概況を紹介します。

CA1612 ニュージーランドにおける法定納本制度改正の動き

ニュージーランドでは2006年8月12日、電子的ドキュメント (electronic documents) も納本の対象に含めた新納本制度がスタートした。

経緯

ニュージーランド国立図書館 (National Library of New Zealand: NLNZ) は、2001年に電子情報資源の収集・管理等に関する中期計画を策定し、2003年に国立図書館法を改正した (CA1537 参照)。そして、翌2004年に、改正法の第31条を踏まえ、図書および定期刊行物の納入に関する規程 “National Library Requirement (Books and Periodicals) Notice 2004” を定め7月1日に施行した。そして2006年5月11日、2年越しの審議を経て、電子的ドキュメントの納入に関する規程 “The National Library Requirement (Electronic Documents) Notice 2006” を告示した (以下 Notice 2006)。5月の告示から8月の発効までの期間に、NLNZは出版者への文書の送付、説明会の開催およびホームページでのアナウンス等で、新納本制度の周知に努めた。

The National Library Requirement Notice 2006

Notice 2006 は、電子的ドキュメントをオフライン・ドキュメント (off-line documents) とインターネット・ドキュメント (Internet documents) に分けて規定している。

オフライン・ドキュメントとは、①磁気的メディア (magnetic media ; フロッピーディスク、ハードドライブ、オーディオテープ、ビデオテープなど)、②光学的メディア (optical media ; CD、DVD など)、③電子的電子情報貯蓄装置 (electronic electronics

storage device ; USB、メモリーカードなど)、である (3条)。出版者はオフライン・ドキュメントを発行した20営業日以内に2部 (当該出版物が1,000 ニュージーランドドル (逐次刊行物は年間の購読料が3,000 ニュージーランドドル) 以上の場合は1部) 納本しなければならない (第5条)。複数の言語で出版された場合はそれぞれの言語につき納本する (第6条)。

インターネット・ドキュメントに関しては出版者に納本の義務を課さず、NLNZが複製を通じて収集することを定めている (第8条)。ただし、複製が困難な場合、NLNZが出版者に対して複製の補助を求めることができる。

また、Notice 2006は電子的ドキュメントの納本の例外規定を設けている。それは当該電子的ドキュメントが、①官公庁が業務の処理に必要な情報源として作成した資料もしくは、②公文書と同程度の公開、保存が保障されている資料である場合には、大臣の許可を得た上で納本が免除されるというものである (第9条の2)。

新納本制度の運用

NLNZは2004年に電子情報資源の収集、保存、提供を一元的に管理するソフトウェア NDHA (National Digital Heritage Archive) プログラムの開発を発表した。このプログラムの開発のため、NLNZは2006年5月13日にSun Microsystems、2006年8月11日にEndeavor Information Systemsと協力関係を結んでいる。

インターネット・ドキュメントの収集はウェブ・ハーベスタによる機械的収集が中心となる。しかし、年報および調査ドキュメント (consultation documents) 等の情報価値の高い資料については自発的納本を呼びかけている。

またNLNZは、Webブラウザを利用して、オンラインでインターネット・ドキュメントを納本できるようにしている。出版者はユーザー登録を行い、インターネット・ドキュメントのアップロードを行う。続いてアップロードしたインターネット・ドキュメントに対して、著者名、タイトル、ISBN、ISSN等のメタデータを、出版者が付与して登録が完了する。このインターネット・ドキュメントのオンライン納本システムは2005年9月より試験的に稼働している。

このほかメールで納本することも可能である。また、情報収集のために自動的に配信されるメールマガジンやメーリングリストにNLNZのメールアドレスを追加するよう呼びかけている。

収集されたインターネット・ドキュメントは、基本的にインターネットを通じて利用に供される。ただし、利用者は所定の画面にユーザー名とパスワードを入力する必要がある。有料サイトや会員向けサイトといったアクセスに制限のあるインターネット・ドキュメン

トの場合は、同時に3人までしか閲覧できない。

NLNZ の新たな納本制度はまだ始まったばかりである。今後の展開に注目したい。

(収集部国内資料課：熊倉優子^{くまくらゆうこ})

- Ref: National Library of New Zealand. "National Library of New Zealand (Te Pura Mātauranga o Aotearoa) Act2003". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/files/Act03-19.pdf>>, (accessed 2006-10-19).
- "National Library Requirement (Books and Periodicals) Notice 2004". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/files/RequirementNotice2004.pdf>>, (accessed 2006-10-19).
- "National Library Requirement (Electronic Documents) Notice 2006". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/files/2006118.pdf>>, (accessed 2006-10-19).
- "Legal Deposit for New Zealand publishers". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/en/services/5legaldeposit.html>>, (accessed 2006-10-19).
- "National Library Takes Next Step in Preserving Digital Heritage". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/bin/media/pr?item=1147320272>>, (accessed 2006-10-19).
- "Extended Legal Deposit Regulations Come Into Force 12 August 2006". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/bin/media/pr?item=1155100358>>, (accessed 2006-10-19).
- "Endeavor Information Systems Announces First Partnership for Long-Term Access and Preservation of Digital Content with the National Library of New Zealand". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/bin/media/pr?item=1154899822>>, (accessed 2006-10-19).
- "Harvesting Digital Heritage". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/bin/media/pr?item=1159154472>>, (accessed 2006-10-19).
- "Legal Deposit Code of practice". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/files/legaldeposit/Code%20of%20Practice.pdf>>, (accessed 2006-10-19).
- "Frequently asked questions about Legal Deposit". (online), available from <[http://www.natlib.govt.nz/files/legaldeposit/Frequently_asked_questions_about_Legal_Deposit_\(August_2006\).pdf](http://www.natlib.govt.nz/files/legaldeposit/Frequently_asked_questions_about_Legal_Deposit_(August_2006).pdf)>, (accessed 2006-10-19).
- Sun Microsystems. "New Zealand to Digitize and Preserve National Heritage". (online), available from <<http://www.sun.com/smi/Press/sunflash/2006-03/sunflash.20060313.2.xml?cid=155>>, (accessed 2006-10-19).

CA1613 XXXXXXXXXX ドイツにおけるオンライン出版物の法定納本制度

ドイツでは、2006年6月28日にドイツ国立図書館法が公布され、翌29日から施行された⁽¹⁾。この法律は、連邦レベルの納本図書館であるドイツ図書館(Die Deutsche Bibliothek)の名称をドイツ国立図書館(Die Deutsche Nationalbibliothek)に改めるとともに、パッケージ系の出版物に加えオンライン出版物についても同館への納入を発行者に義務付けることを主な内容としたものである⁽²⁾。

法律の制定から間もないこともあり、依然、不確定な部分もあるが、以下、これまでに明らかにされた情

報を基に、新たに創設されたオンライン出版物の納本制度の概要を紹介する⁽³⁾。

収集範囲

オンライン出版物は、活字、図画、音声のいずれの形態であれ納入義務の対象である。紙媒体での出版物と同じ内容で発行されたものも、また、データベースのようにオンライン出版物に特有のものも、納入義務の対象である⁽⁴⁾。内容的には、逐次刊行物、モノグラフ、辞典などは義務的納入の対象だが、単なる告知情報や商品カタログなどは対象外である⁽⁵⁾。

なお、収集範囲は、近々行われる納本令や収集方針の改訂により、明文化される予定である⁽⁶⁾。

収集方法

収集方法は、1) 地域の納本図書館の協力の下での納入、2) ドイツ国立図書館のサイトを通じた納入、3) ハーベスティング(ロボットによる収集)、の3とおりに大別される⁽⁷⁾。ただし、学位論文については、それ以外の方法として、大学図書館を通じたオンラインでの収集が既に1998年から行われている⁽⁸⁾。

2)の方法により収集する場合には、次のような手順を踏むことで、納入者・納入出版物の真正性の確保が図られている⁽⁹⁾。

- ・オンライン出版物を納入しようとする者は、まず、ドイツ国立図書館(以下「図書館」という。)にメール、FAX、郵便等の手段で通知を行う。通知を受けた図書館は、納入用のIDとパスワードをメールで通知者に送付する。
- ・納入者は、送付が確実になされることを確認するために、所定のフォームに記入した「通知様式」をオンラインで図書館に送付する(配付されたID、パスワードはこのとき使用する)。「通知様式」が問題なく送付された場合には、図書館から送付用のIDがメールで送付される。
- ・納入者は、送付用IDを用いてオンライン出版物を図書館に送付する。

なお、納入先は、フランクフルト市にあるドイツ・ビブリオテーク(Die Deutsche Bibliothek)か、ライプツィヒ市にあるドイツ・ビューヒェライ(Deutsche Bücherei)のいずれか一方であるが(両者はいずれも図書館を構成する一部門である)、納入者の居住地によって一義的に決定されることになる。

書誌の作成

納入者は、納入するオンライン出版物のメタデータを図書館に送付する⁽¹⁰⁾。これにより、図書館の整理作業の合理化が図られる。整理されたオンライン出版物の書誌は、全国書誌に掲載される⁽¹¹⁾。

利用提供

図書館は、ゲッティンゲン州立・大学図書館、ゲッティンゲン学術データ処理協会、IBM社との共同プロジェクトにより、技術革新によってソフトウェアが変

化しても、過去に収集した出版物の利用が保障されるようにするべく研究を行う⁽¹²⁾。

(調査及び立法考査局国会レファレンス課：渡邊齊志^{わたなべただし})

- (1) BGBl I 2006 S.1338.
- (2) 同法を法案段階で紹介したものとしては以下の文献を参照（この法案に一部修正が加えられた条文で成立している）。渡邊齊志。インターネット情報資源の国家的収集：ドイツ国立図書館法案。外国の立法, 226, 2005.11, 94-102. (オンライン), 入手先 <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/226/022604.pdf>>, (参照 2006-8-6).
- (3) なお、ドイツ国立図書館はその後、法定納本制度についての広報サイトを開設している。
Die Deutsche Nationalbibliothek. Info Deposit. (online), available from <<http://info-deposit.d-nb.de/>>, (accessed 2006-11-16).
- (4) Die Deutsche Nationalbibliothek. Sammlung, Verzeichnung und Archivierung von Netzpublikationen. (online), available from <http://www.d-nb.de/wir/ueber_dnb/netzpubl.htm>, (accessed 2006-8-6).
- (5) Die Deutsche Nationalbibliothek. Deutsche Nationalbibliothek mit erweitertem Sammelauftrag. (online), available from <http://www.d-nb.de/aktuell/presse/pressemit_dnb_neu.htm>, (accessed 2006-8-6).
- (6) *Ibid.*
- (7) Die Deutsche Nationalbibliothek. Abgabe von Netzpublikationen an die Deutsche Nationalbibliothek. (online), available from <http://www.ddb.de/wir/ueber_dnb/netzpubl_abgabe.htm>, (accessed 2006-8-6).
- (8) *Op.cit.* (3).
- (9) Die Deutsche Nationalbibliothek. Abgabe von Netzpublikationen an die Deutsche Nationalbibliothek: Schritt für Schritt. (online), available from <http://deposit.d-nb.de/netzpub/np_stepbystep.htm>, (accessed 2006-8-6).
- (10) *Op.cit.* (4).
- (11) Die Deutsche Nationalbibliothek. Erschließung, Verzeichnung von Netzpublikationen. (online), available from <http://www.d-nb.de/wir/ueber_dnb/netzpubl_erschl.htm>, (accessed 2006-8-6).
- (12) *Op.cit.* (4).

CA1614 フランス法定納本制度改正とウェブアーカイブへの対応

フランスの納本制度は、フランソワ一世のモンペリエのオルドナンス（王令）により、1537年に、図書を納本対象としたことを嚆矢とする。1993年には、パッケージ系電子出版物へと納本対象を拡大した⁽¹⁾。そして2006年、フランス納本制度は、再び大きな変動期を迎えた。第一には、2006年6月13日のデクレ（法令）により、法定納入受入機関に納本すべき紙媒体出版物の冊数を減少させることが定められた（E397参照）。第二には、2006年8月1日に公布された「情報社会における著作権及び著作権隣接権に関する法律」の規定により、フランス国立図書館（BnF）及び国立情報学視聴覚研究所（INA）が、インターネット情報資源を法定納本の対象とすることが規定された。

まず、納本冊数を減少させるという決定は、1993年の法定納本に関するデクレ⁽²⁾を、2006年6月13日

のデクレ⁽³⁾のとりわけ第6条によって修正するという形でなされた。以前は、出版者は4部、印刷者は2部納本せねばならなかったが、新しいデクレのもとでは、出版者2部、印刷者1部の納本となる。今回の改定は、納本部数を削減することで、納本する側、納本される側、双方の負担を軽減し、少数の納本資料を確実に管理・提供することが目指されている。出版者からの1部目は引き続きBnFで保管・提供され、2部目は国内外への寄贈・交換に用いられる。また、印刷者からの納本分は、各地域の納本図書館において提供される。このような法改正の背景には、「ドキュメントの爆発的増加」がある⁽⁴⁾。実際、図書及び逐次刊行物の納本数は増えており、過去15年間に於いて、文学領域の出版物が35%、歴史及び地理の出版物が12%増加している。また、納入者が多様化しているという背景もある。2005年には、6419の納入者が存在したが、そのうち2692が新規の納入者である。しかも、これら納入者の半分は、この1年間で1部しか納入していない。これは、個人が自分自身で少数部作成した出版物をBnFに納本するケースが増えてきていることを意味している⁽⁵⁾。このような現象を前にして、収蔵スペースの狭隘化が生じたため、納本冊数を減少させ、同時に、BDLI（Bibliothèques du dépôt légalimprimeur：印刷者納本図書館）等の保存パートナーに、BnFが保存できないものを分担保存してもらうという方向性を打ち立てた、というわけである。

第二に、BnF及びINAが目指すウェブアーカイブにおいて、新局面が見られている。それは、「情報社会における著作権及び著作権隣接権に関する法律」（通称、Dadvs法という。）⁽⁶⁾において、BnF及びINAが、インターネット情報資源を著作権者の許諾を得ることなく収集・保存できることが明記されたことである。この法案は、現在の情報社会と著作権法との調和をめざしEU議会が可決した指令に基づいて作成されたものであり⁽⁷⁾、2003年10月12日、閣議了承されたが、2004年度には成立に至らなかった（E154参照）。2005年12月に再び審議されたが、結果は数々の修正を受け、この法案が本来目的としていた方向とは逆を向いてしまった。当初、この法案の焦点は、デジタルデータを提供し、流通させる商業各社のデジタル著作権管理（DRM）を解除し、「相互運用性」を高めること、及び、Peer to Peer（P2P）方式によりデジタルコンテンツを自由に交換することを法的に認めるか否かを判断すること、であった（E433参照）。しかしながら、DRMの「相互運用性」の定義が曖昧であるとの憲法院の指摘を受け、各社のDRMの解除は果たされなかった。また、原案では、P2P等によるファイル共有の刑事責任は問わないとされていたが、この条項も破棄され、違法行為であるとされた⁽⁸⁾。Dadvs法が当初の目的に反した形で成立してしまっ

た点については、社会党やオープンソース推進派から批判が相次いでいる⁽⁹⁾。

しかしながら、Dadvisi 法は、インターネット情報資源の収集と恒久的保存に関しては、その可能性を大きく開いた法律である。特に、第 39 条から第 47 条において、BnF 及び INA によるインターネット情報の法定納本制度に関する規定がなされた。以下、重要なポイントを解説する⁽¹⁰⁾。

(1) 第 39 条は、インターネット情報が法定納本の対象であることを規定する。同条ではパッケージ系電子出版物が法定納入義務に服することが記された後に、「電子的通信により公衆に送信される対象となるあらゆる種類の記号、標識、文書、画像、音声又はメッセージも同様に、法定納入に服する。」と規定されている。このように、BnF 及び INA は、事前許諾を得ることなく、インターネット情報資源を収集することができることになった。また、第 50 条 III において、納入義務に服さない場合に処罰を与えられることが明記されている。しかし、同法が効力を持って 3 年経った後に、処罰が加えられるとされており、時間的猶予が与えられている。

(2) 第 41 条 2 項では、インターネット情報資源を収集する手段について規定されている。すなわち、インターネット情報の法定納本は、収集ロボットによる「自動的手段」によってなされる。それが不可能な場合、出版者又は著作者が、BnF 及び INA との合意に基づき、電子著作物等のインターネット情報の複製及びその送信を行うという方法で収集を行うことも想定されている。

(3) 第 42 条は、データの複製・利用について記している。納入受入機関は、データの収集、閲覧及び保存のために、そのデータの複製を行うことが認められている。だが、収集されたデータの閲覧は、「各納入受入機関によって正式に認定された研究者が、専ら閲覧の用に充てられる個別の機器を用いて当該機関内において行う閲覧」と定義され、自由な閲覧は許可されない模様だ。つまり、研究者によるデータの館内閲覧のみが認められており、インターネットによる館外への公開は想定されていないと言える。いいかえれば、納入受入機関の収集、保存及び研究閲覧のために、著作権が制限される形となっている。

(4) 収集・保存の担当分担が、第 45 条に明記されている。ラジオ・テレビなどのオーディオ・ビデオ・デジタルなコミュニケーションに属するドメインのサイトは特に INA が収集し、BnF はその他すべてのサイトを収集するという方針が示されている。

このように、Dadvisi 法は、BnF 及び INA がインターネット情報資源を収集し、保存する法根拠となった。実際にどのように収集するのか（収集選択基準）、どのように閲覧に供するのか（閲覧許可条件）等、運

用細則に関しては、CNIL (Commission nationale de l'informatique et des libertés : 情報処理及び自由に関する国家委員会) からの意見を聴取した後に、コンセイユ・デタ (國務院) が公布する別のデクレで明記される予定である (Dadvisi 法第 41 条 II によって、このデクレの作成が要請されている)。現在は、Dadvisi 法を運用するためのデクレが作成されている状態である⁽¹¹⁾。

BnF は、紙媒体出版物の納入冊数減少とウェブアーカイブへの対応という異なる 2 つの局面において、納本制度を改正し、時代の要請に応えようとしている。デジタル情報社会における新たな機能を身に纏おうとするのみならず、古来からの物理的出版物の現状にも対応しようとしていることは、とりわけ印象深い。

すずき たかひろ
(総務部企画課 : 鈴木尊紘)

- (1) 松浦茂. フランスの納本制度. 図書館研究シリーズ. 34, 1997, 128-131.
- (2) 前掲 (1). 及び, 松浦茂ほか (訳). 1993 年 12 月 31 日の法定納本に関するデクレ第 93-1429 号 (1994 年 1 月 3 日デクレ第 94-3 号, 1995 年 1 月 5 日デクレ第 95-36 号により一部改正) 文化及びフランス語圏省. 図書館研究シリーズ. 34, 1997, 356-372.
Le décret no 93-1429 du 31 décembre 1993 relatif au dépôt légal. (online), available from <<http://www.legifrance.gouv.fr/texteconsolide/ADHQT.htm>>, (accessed 2006-10-19).
- (3) Le décret n° 2006-696 du 13 juin 2006 modifiant le décret n° 93-1429 du 31 décembre 1993 relatif au dépôt légal. (online), available from <<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/UnTexteDeJorf?numjo=MCCB0600359D>>, (accessed 2006-10-19).
- (4) Daniele Heller. Le dépôt légal ou comment aimer le papier d'un amour fou!. BBF. 51 (4), 2006, 5-9. (online), available from <<http://bbf.enssib.fr/sdx/BBF/frontoffice/2006/04/document.xsp?id=bbf-2006-04-0005-001/2006/04/fam-dossier/dossier&statutMaitre=non&statutFils=non>>, (accessed 2006-10-19).
- (5) *Ibid.*, 8.
- (6) Loi n° 2006-961 du 1er août 2006 relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information. (online), available from <<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/UnTexteDeJorf?numjo=MCCX0300082L>>, (accessed 2006-10-19).
- (7) Directive 2001/29/CE du Parlement européen et du Conseil du 22 mai 2001 sur l'harmonisation de certains aspects du droit d'auteur et des droits voisins dans la société de l'information. (online), available from <http://admi.net/eur/loi/leg_euro/fr_301L0029.html>, (accessed 2006-10-19).
- (8) Dadvisi 法の第 1 章 第 4 節「保護と情報の技術的手段」に明確に記されている。また、当法制定までの紆余曲折については、下記の論考に詳しい。
Dominique Lahary. Les bibliothèques et la loi Dadvisi : Survivre dans un débat fracassant. BBF. 51 (5), 2006, 18-25. (online), available from <<http://bbf.enssib.fr/sdx/BBF/frontoffice/2006/05/document.xsp?id=bbf-2006-05-0018-003/2006/05/fam-dossier/dossier&statutMaitre=non&statutFils=non>>, (accessed 2006-10-19).
- (9) こうした批判に関しては、社会党議員で次期大統領候補の一人と目されているセゴレーヌ・ロワイヤル (Ségolène

Royal) の発言が挙げられる。例えば、次のサイトを参照せよ。

Ségolène Royal, le logiciel libre, la loi DADVSI et les licences Creative Commons. (online), available from <<http://framablog.org/index.php/post/2006/10/22/Segolene-Royal-logiciel-libre-DADVSI-Creative-Commons>>, (accessed 2006-11-17).

- (10) この重要ポイントの整理に関しては、BnF の納本制度の説明サイトを参考にしている。

Bibliothèque nationale de France. Cinq questions sur le dépôt légal Internet. (online), available from <http://www.bnf.fr/pages/infopro/depotleg/dl-internet_quest.htm>, (accessed 2006-10-19).

- (11) こうした現在のステータスに関する言明は、注(10)のBnF ホームページ及び下記の論考に詳しい。

Gildas Illien et al. Le dépôt légal d'Internet à la Bibliothèque nationale de France: Cadre juridique, modèle de collecte, évolutions des métiers. BBF. 51(3), 2006, 82-85. (online), available from <<http://bbf.enssib.fr/sdx/BBF/frontoffice/2006/03/document.xsp?id=bbf-2006-03-0082-013/2006/03/fam-dossier/dossier&statutMaitre=non&statutFils=non>>, (accessed 2006-10-19).

CA1615

ベトナムの図書館の概要

1. 序論

ベトナムの図書館制度は、特殊な歴史を理由として、特に 1954 年以降、先進国とは異なる独自の特徴を有している。このことが、図書館システムの発展とベトナム人の図書館利用文化の双方に多くの障壁を設けている。本論ではこの状況について概説する。

2. ベトナムの図書館システムの歴史

ベトナムの図書館システムの発展経緯は、大きく以下の 4 つの時期に分けることができる。

2.1. 旧時代 (930~1853 年)

ベトナムは 10 世紀の終わりに中国からの独立を取り戻した。最初の図書館は、資本家と封建王朝により、漢字で書かれた仏教の経典を収蔵するために設置されたもので、利用できるのは支配階級のみであった。

2.2. フランス植民地時代 (1853~1954 年)

この時期にはベトナムを統治するために、いくつかの図書館が置かれた。設置は主にフランス政府が担当し、運営は主にベトナム政府が担当した。組織、整理方法、そして全般的な図書館技術はこの時代の伝統的な方法によっている。これらの図書館には、公共図書館、大学図書館、専門図書館、省立図書館があった。主要な蔵書は基本的にフランス語で書かれたものである。この時期に最も大規模であった図書館は、1919 年にハノイに初めて設置されたインドシナ中央図書館である。

2.3. 第二次インドシナ戦争期 (1954~1975 年)

ベトナムは、社会主義政府と共産党が支配する北ベトナムと、非共産主義政府と米国人の影響下におかれた南ベトナムの 2 つに分断された。その結果、この時期の図書館は、南ベトナムの資本主義・植民地社会、北ベトナムの社会主義社会の 2 つの異なる政治システムの下で発展した。米国から研修、財政、施設の支援を受けていた南ベトナムでは、図書館の技術は英米の方式に基づいたものであった。すなわち、すべての図書館が、デューイ十進分類法 (DDC) または国際十進分類法 (UDC) のいずれかを採用し、外国で刊行された資料のコレクションは主に英語のものであった。これに対して、ソビエト連邦その他社会主義国から多大な支援を受けていた北ベトナムの図書館は、ソビエトの分類体系である図書館図書分類法 (BBK) を採用し、外国刊行物のコレクションは主にロシア語のものであった。

2.4. 現代 (1975 年~現在)

この時期は、2 つの時期、すなわち、対外的に閉鎖的な政策を取っていた 1985 年までと、それ以降の開放的な政策に転換した時期を含む。第 4 章で論ずるが、

この 2 つは異なる。図書館システムは現在、公共、社会科学、技術・科学情報、学術、教育、健康、農業、軍事図書館といった 8 つのサブシステムで展開している。

3. 現在の図書館制度の構造

3.1. 公共図書館

公共図書館システムはベトナムで最も大きな図書館システムである。ハノイのベトナム国立図書館 (最大)、ホー・チ・ミン市の総合科学図書館、省・市の 53 の図書館、県・町の 500 の図書館、そして村・共同体・農場・クラブ・文化機関など至る所にある 2,000 を超える図書館・読書室・農村地域書架が含まれる (Du, 1995b)。Hùng (1994) によると、1995 年末の時点で公共図書館システムにはおよそ 3,000 人のスタッフが就いていた。同時期における公共図書館全体が保有する図書・雑誌の合計は約 2,000 万冊であった (Du, 1995b)。

3.2. 社会科学図書館システム

このシステムは、社会科学図書館とベトナムの情報機関を含み、社会科学委員会 (Social Science Commission) が運営している。社会科学及び人文科学についての情報サービスを提供すると共に、同システムの図書館 (文学研究所、歴史研究所、言語研究所の図書館) に図書館の技術を教える役割を持つ。

3.3. 技術・科学情報システム

このシステムは、経済、技術、環境分野の図書館、ドキュメンテーション・情報サービスを含み、科学・技術・環境省 (MOSTE) により運営されている。国立科学技術情報・ドキュメンテーションセンター (NACESTID) は、このシステムで最も重要な位置を占めている。

3.4. 大学図書館システム

大学図書館システムは、ベトナムの 100 を越える大学の図書館で構成されており、教育・訓練省 (MOET) により組織されている。更に、すべての大学図書館が大学図書館連合 (Academic Libraries Union : ALU) のメンバーである。近年、大学図書館のコレクションは充実しつつあるため、いまや大学図書館はベトナム国内の図書館資源の重要な一部分である。

3.5. その他の図書館システム

ー学校図書館は、約 12,500 の学校、訓練センターに設置され、国内 1,200 万人の生徒・学習者が利用する。一般的に、このシステムに含まれる図書館は 3 つのグループにより運営されている。市・省・県の教育・訓練局の中央図書館、教育大学の図書館と小学校 (1~5 年生)・中学校 (6~8 年生)・高等学校 (9~12 年生) の図書館である。

ー医療図書館システムは、健康省 (Ministry of Health) によって組織され、医科大学の図書館がその中心である。医療研究所、医療センター、病院、健康・医

療に関する大学の 87 の図書館が含まれる。この図書館システムの利用者は 1994 年 4 月の時点で約 60,000 人、健康・医療に関するあらゆる資格を持つ人が含まれている (Loc. et al., 1994)。

ー農学中央図書館 (Central Library of Agricultural Science) は、農学に関わる学会、研究所、農業センター、農業大学にある図書館で構成される農業図書館システムを管轄する。農業省 (Ministry of Agriculture) が財政面で支援している。

ー中央軍事図書館 (Central Military Library) は、軍事図書館システムを監督している。このシステムは、部隊、中隊、一般政治機関、軍事省 (Ministry of Military Affairs) といったすべての軍事機関の図書館を含む。1994 年の時点で、中央軍事図書館は 3,000 万冊の図書と 1,500 タイトルの雑誌を所蔵し、約 1 万人の利用者がいる (Trong, 1994)。

Hùng (1994), Du (1995a) によると、これらの図書館システムで働くスタッフの合計は 1995 年の時点で 23,092 名を数えた。

4. 課題

現代ベトナムの図書館の発展には、2 つの基礎的な要因が影響している。ひとつは、国家経済が中央集権型から市場経済に変わり、新しい情報の需要が創り出されたことである。もうひとつは、共産主義国家の崩壊に伴いベトナムの図書館へのロシア語コレクションの流入が止まったことであった。

今日、ベトナムの図書館利用者は貿易、銀行業、特許、ハイテクに関する最新の情報に関心を持っているが、図書館はこのような情報を提供できていない。1985 年以前の図書館は社会主義思想、マルクス・レーニンイデオロギー、そして農業生産を支援することを目的に作られていた。最近では、蔵書構築は社会、技術に関する、特に英語やフランス語で書かれた図書に焦点を当て始めている。

5. 結論

この 10 年、ベトナムの図書館は多くの困難に直面した。この困難には、財政面の財源の制約と情報技術のスキルの不足も含まれる。大部分の図書館は古いコレクションと貧弱な施設を持った時代遅れのものである。しかし今、政府は学力不足を補うプログラムを導入しようとしており、国の意欲的な開発プログラム (country's ambitious development programme) においても、図書館を重要な施設と位置づけている。図書館・情報サービスへの投資と普及促進は社会、経済・技術開発、科学研究、教育・訓練の現場からの要求に対応して今始まったところである。

Vinh (2005) によると、将来のベトナム図書館システムの発展に当たっては、早急にこの新しい千年紀に対応できるよう近代化、標準化に重点を置くべきであるという。国の経済発展に貢献するために、ベトナム

の図書館は、効果的な検索や相互貸借のためコレクションを組織できる適切なツールを持つべきである。そのためにも、図書館の標準化が必須である。

グエン ホア ビン
(大阪市立大学大学院: Nguyen Hoa Binh)

Ref: Anh, T.L. Recent library developments in Vietnam. Asian Libraries. Vol.8, issue.1, 1999, 5-16.

Vinh, T.L. Library development in Vietnam: Urgent needs for Standardization. (online), available from <<http://www.leaf-vn.org/libdev.html>>, (accessed 2006-11-10).

Du, D.H. He thong thong tin va thu vien Vietnam (Library and Information System in Vietnam). Vu Thu Vien, 1995 (unpublished).

Du, D.H. He hoach phat trien 5 nam thu vien cong cong (1996-2000). Vu Thu Vien, 1995 (unpublished)

Dung, T.A. Quan ly nha nuoc doi voi nganh thu vien. Tap san thu vien. 1, 1995, 3-12.

Hùng, N.H. Dao tao va boi duong can bo trong mang luoi thong tin tu lieu KHCN Quoc gia, Tap chi thong tin & tu lieu. 1, 1994, 4-8.

Hung, T.B. Information infrastructures in Vietnam. Study on the information infrastructures for planning information systems and networks in Asia and Pacific countries, (SISNAP): proceedings of International Workshop, 11-14 October 1994, Tsukuba, Tsukuba, University of Library and Information Science, 1994, 46-59.

Loc, D.T. et al. Nhan dinh ve mang luoi thong tin KHCN Y Duoc qua ket qua mot cuoc dieu tra. Tap chi thong tin & tu lieu, 3, 1994, 5-9.

Mô, N.N. Tim hieu lich su thu vien Vietnam thoi thuoc Phap. Tap san thu vien, 3, 1994, 3-7.

Quang, T.D. Su nghiep thu vien Vietnam: nhung van de chung. Truong Dai hoc Van Hoa, Hanoi, 1985 (unpublished).

Son, V.V. Thu vien Khoa hoc va Ky thuat Trung uong 35 tuoi (6/2/1960-6/2/1995). Tap chi thong tin & tu lieu 4, 1994, 20-22.

Trong, M.V. Thu vien quan doi trong nhung nam doi moi. Tap san thu vien, 4, 1994, 5-8.

Van, F. Thu vien hoc dai cuong, Dai hoc Tong hop. Vien Thong Tin Khoa Hoc Xa Hoi: 20 nam xay dung va truong thanh. Vien Thong tin KHXH, 1995.

CA1616

ナレッジ・ベース社会に向けたタイの図書館の立場

概要

タイの図書館は、運営する機関によって大まかに分類される。この分類ごとに、資源と運営戦略は異なっている。各館種は規模や経営状況に応じ、それぞれ独自の目的、利用者層を有している。図書館向けの新しい技術により、利用者のアクセシビリティや利用効率を高め、ナレッジ・ベース社会をより促進するのである。タイでは、人的資源の開発によって、すべての人が学習機会を得ることができるようになることが求められている。公共図書館は、少なくとも、タイ社会の情報に関する意識と読書の文化を高める「公共の読書室」にはなるかもしれない。

タイの図書館の組織と主たる活動

タイの図書館は厳密には分類されていないが、運営する機関によって大まかに3種類、すなわち、国立図書館、大学又は調査機関の図書館、そして政府や地方自治体による公共図書館に分類することができる。

1. 国立図書館：タイには17館の国立図書館があり、教育省の芸術部により運営されている。国立図書館は、歴史文書や社会科学、小説、自然科学に関する本といった幅広い知識を提供している。滅多に手に入らない知識インフラにアクセスできることから国民にとっては重要な存在であるが、たった17館しかないため、地方の住民が国立図書館を訪れるのは難しい。
2. 大学又は研究機関の図書館：大部分は大学又は研究所、調査機関、各専門分野の知識企業により運営されている。この種の図書館の主たる目的は、学生や研究者といった構成員に対するサービスである。図書館資料の中心は各機関の調査・研究の成果といった、非公式な教育資源である。だがこのような資料であっても、図書館は収集し何人に対しても公開している。
3. 県政府による公共図書館：各県（編集事務局注：タイには75の県がある）政府は、県内の住民にサービスを提供するため公共図書館を設置している。1939年にウボン・ラーチャターニー（Ubon Ratchathani）県に設置されたのが最初である。各図書館のサービス能力は、県政府の予算と資源に依存する。通常、大規模な県はより大規模なサービスを提供することができ、例えばバンコク首都府（Bangkok Metropolitan Administration）では22の公共図書館、8つの移動図書館のほか、地域向けに設置されている小規模公立図書館であるブック・ホーム（book homes）を23か所に設置している。このほか、郡（district）や行政区（sub-district）のレベルでは県の図書館のネットワークとして機能する小規模な公共図書館がある。現在、県の公共図書館73館、郡の公共図書館686館、分郡の公共図書館50館がある。

タイの図書館の主たる活動は、標準的な図書館と同様、読書や情報検索など、知識社会に向けた様々な活動を推進することである。

地方においては、公共図書館はThaicom（編集部注：Shin Satellite Public社のサービス名）の衛星を通じた遠隔教育テレビ番組の放送センターとして、住民への教育サービスを拡大してきた。Thaicomを含むテレビやラジオ、インターネットといったメディアは公式・非公式な教育の担い手であることを求められているが、その主な射程は農村の住民である。

図書館のアクセシビリティ

タイのすべての図書館は、一定の条件のもとに公共に開かれている。例えば、国立図書館は会員のみ利用が認められているが、誰でも会員になることができる。大学図書館はすべての来館者に対してアクセスを認めているが、蔵書の貸出には図書館間相互貸借を利用しなければならない。また、研究所の図書館の中には、一般利用者からは入館料を徴収するところもある。

一般の住民を対象としてサービスを提供している図書館はまだ少ないが、移動式の公共図書館を活用することにより、地域コミュニティにおける利用の可能性を高めることができる。地方だけでなく、複雑な交通事情のある地域でも移動図書館を活用する必要があるとされており、例えばバンコクのある地域では、川が移動に最も便利であることから、毎週ボート図書館が訪れている。

図書館の通信技術環境

国立図書館と大学図書館は、サービスの品質を支えるため、近代的な技術を用いた情報システムを使用している。オンライン利用者目録（OPAC）は、すべての図書館で導入されている。大部分のOPACのインターフェイスはウェブベースに置き換わり、利用者はインターネットを通して離れたところからアクセスすることができる。オンラインの電子ジャーナルにもアクセスすることができるが、こちらは館内でのみ利用が認められている。しかしながら、最新の図書館では、Thailand Knowledge Parkのように、オンラインで電子出版物やメディアを検索・閲覧できる電子図書館サービスを提供することにより、情報技術環境への統合をより有益に行っている例もある。

中・小規模の公共図書館では、このような情報技術環境における利用者の学習ニーズにあった効果的なサービスはまだ提供できていないが、「Public Library Service（PLS：教育版）」というソフトウェアが、タイの公共図書館その他図書館に無償で配布されている。このソフトウェアは、資料の書誌情報のデータベース、バーコードや図書館利用カードの印刷システム、バックアップシステムとして利用することができる。

図書館の効率性

図書館システムに情報技術を導入することにより、図書館の能力は大きく改善され、館内での利用がより便利になっただけでなく、館外からのアクセス、やりとりも可能となった。しかしながら、タイの図書館は運営する機関によって区分され、資源も予算も様々である。地方においては、住民が学校以外で読書をしたり自己啓発をしたりする機会が不十分である。そのため地方の公共図書館は、「公共の読書室」として活動しているが、図書館システムやサービスの計画・運営を行う専門的理解が不足しているために、図書館の効率性は低く、専門的な助言を得られないのである。

結論

タイでは、資源と予算の制約から教育システムはまだすべての人に奉仕できていない。正規ではない教育システムが、あらゆるレベルの学習者のニーズに対応した柔軟な方法で、学校での教育機会を逸してしまった人のための教育活動を提供できるかもしれない。この場合、図書館を地域に配置することで、知識社会をより促進し、公式な教育システムだけに依存しない知識社会を促進し、さらに持続的な学習社会が達成できるだろう。読書の文化が不足しているタイでは、情報に関する意識と読書活動の推進は、地域に最も身近な資源である公共図書館において改善されるのだろう。

サラウット ニンサワット
(大阪市立大学大学院: Sarawat Ninsawat)

スラット ラートラム
(タイ王立チュラチョムクラオ防衛大学校: Surat Lertlum)

Ref: Dadphan, K. The Work Status of Library and Information Science Graduates. Bangkok, Thailand, Chulalongkorn University, 1999, Master's Thesis.

Premmit, P. Library and Information Science Education in Thailand. 2004 年度第 2 回 LIPER 国際研究会. 東京, 2004-12. (online), 入手先 <<http://www.soc.nii.ac.jp/jslis/liper/record/thailand-e.pdf>>, (邦訳版) 入手先 <<http://www.soc.nii.ac.jp/jslis/liper/record/thailand-j.pdf>>, (参照 2006-11-13).

Thailand Knowledge Park. Thailand's Lively Library: TK e-learning. (online), available from <<http://www.tkpark.or.th/th/oth/elbry/elbry.htm>>, (accessed 2006-11-13).

CA1617

研究図書館目録の危機と将来像 — 3 機関の報告書から —

2005 年末から 2006 年にかけて、米国の 3 機関から、研究図書館（学術図書館）における目録・目録業務の将来像に関するまとまった報告書が相次いで公表された。『カリフォルニア大学における書誌サービス提供方法の再検討⁽¹⁾』（2005 年 12 月）（E448 参照）、『インディアナ大学における目録業務の将来に関する白書⁽²⁾』（2006 年 1 月）、そして LC（米国議会図書館）による『目録の変化する本質および他の情報発見ツールとの統合⁽³⁾』（2006 年 3 月）である。

これらの背景には、現在の目録の機能や費用対効果に対する危機認識があり、その認識や対処方法をめぐって論争も起こっている。本稿では 3 報告書を中心に、研究図書館目録をめぐる議論の動向を紹介したい。

1. マーカム (Deanna Marcum) の危機認識

2003 年から LC の図書館サービス担当副館長 (Associate Librarian) を務めるマーカムは、2005 年 1 月に「目録業務の将来」と題した講演を行った⁽⁴⁾。

本講演では、「Google 時代」における目録業務への危機認識を、2 つの側面から指摘している。一つは目録利用の低下であり、様々な調査結果が利用者（特に学生）の検索エンジンへのシフトを示しているという。もう一つは Google Book Search (E285 参照) に代表

される大規模デジタル化プロジェクトの進行であり、単語レベルのインデクシングを伴うデジタル化が急速に進展すれば目録業務のあり方も問い直されるとしている。そして、こうした状況のもとでは目録業務の費用対効果 (LC の目録業務の年間コストは 4,400 万ドル) を高める再構築が必要であるとし、抄録・索引ツールやオンラインレファレンスツールとの「ハイブリッドシステム」構築や、一次情報のデジタル化を前提として記述目録タスクを簡素化し余力をより知的な作業（典拠コントロールなど）に振り向けること、などの可能性をあげている。

講演という性格から、明確で詳細な青写真が示されたものではないが、本講演は LC の目録政策に責任を持つ幹部の発言として注目を集め、上記インディアナ大学及び LC の報告書でも議論の出発点の一つとして明示されている。

2. カリフォルニア大学の報告書

カリフォルニア大学の報告書は、5 名の図書館員からなる「書誌サービスタスクフォース (BSTF)」によるものである。本報告書は、「この 10 年でどのオンライン検索もより単純で効果的なものになったが、図書館目録だけが例外である」と述べているように、OPAC の機能改善に問題意識の力点を置いている。「探索・検索の改善」のための勧告事項として、検索失敗時のサポート、大量ヒット時のナビゲーション (FRBR (CA 1480 参照) モデルの導入やファセットブラウジング⁽⁵⁾ など)、レレバンスランキング (検索結果のランキング表示) の導入といった OPAC 単独での機能改善事項に加え、「利用者のいるところに書誌サービスを届ける」として、学内の教育ポータル等から目録検索を可能にすることや目録データを外部サーチエンジンに提供すること等もあげている。

また、コスト削減のための目録業務見直しも重視されている。目録部門統合など学内事情に係わる事項もあるが、リソースごとに適切なメタデータスキーマと記述レベルを選択する（すべてを MARC/AACR に統一しない）、LCSH（米国議会図書館件名標目表）の全面的使用を見直し OCLC の FAST⁽⁶⁾ に注目する、メタデータ作成に外部ソースの利用（コピーカタロギング）を徹底する、等があげられている。一方で、重要な分野には作業を集中し豊かなデータを作るとの提言もあり、例として、FRBR モデルを用いたナビゲーション機能が特に有効な、文学・音楽分野の多作な著者の著作などがあげられている。

なお、本報告書末尾には抄録・抜粋を含んだ約 60 点の文献リスト（ほぼ 2003 年以降の文献）があり、有用である。

3. インディアナ大学の報告書

インディアナ大学の報告書も、図書館員 11 名からなる「目録業務の将来に関するタスクグループ」によ

るものである。学術コミュニケーションの変容等の外部状況の記述が比較的詳細で、続いて今後の目録および目録担当者の役割について紙数を割いている。

FRBR モデルの導入や外部システムとの連携など、今後の改善見通しについては他の報告書と類似の認識を示しているが、目録は今後も図書館サービスの中核として有効であり続けることが強調され、危機的という状況認識は(皆無ではないが)やや薄いようである。また目録担当者についても、状況に応じた能力開発の必要性を指摘したうえで、より役割が広がり、図書館が直面する諸問題のキープレーヤーになるとの見通しを示している。

本報告書では最後に、今後の戦略として「目録部門と他部門との新しい連携」、「目録担当者の専門性をMARC以外のメタデータ形式へ拡張」、「より効率的な内部目録作業」、「OPACの進化のための調査・準備」の4項目を示している。

4. LCの「カルホーン報告書」の発表と論争

2006年3月17日に発表されたLCの報告書は、コーネル大学図書館のカルホーン(Karen Calhoun)がLCの委託を受けて執筆したものである。本報告書の分析対象はLCの目録ではなく「研究図書館の目録」であり、より具体的には研究図書館協会(ARL)の加盟館123館を想定するとしている。

本報告書は、研究図書館が過去の財産に頼れない「不連続な変化」の時代に入り、目録は「衰退期で、その工程や構造は持続不可能」な状態にあるという危機的認識のもとに、そのあり方や機能を抜本的に見直し、変化へのビジョンや行動への青写真を描こうとしている。想定読者層の第一は「図書館の意志決定者」であり、前述の両大学のものに比べると経営戦略的視点への志向が強く出ている。方法論としては、過去5年間の幅広い文献調査と、図書館管理職・研究者・情報関係企業等計21組への構造的インタビューの結果を考察の材料としている。

カルホーン報告書はその大胆ともいえる内容によって発表直後から大きな注目を浴び、4月3日にはLC専門職組合(Professional Guild)の文書という形で、マン(Thomas Mann)による厳しい内容の「批判的レビュー⁽⁷⁾」が出された。また、*Library Journal*誌のオンライン週刊誌*Academic Newswire*は4月20日号でマーカムへのインタビューを含む記事⁽⁸⁾を掲載した。マーカムは、カルホーン報告書の内容はそう唐突なものではなく、「LCの管理職たちは概ね同意している」と述べている。しかし、同記事内でLC専門職組合のシュナイダーマン(Saul Schniderman)は、マンの批判が「我々のメンバーの圧倒的多数の見方を反映している」としている。

5. カルホーン報告書の内容と批判

本節ではカルホーン報告書の特徴的内容を概観し、

マンの批判点も合わせて述べる。

まず、前節でも少し述べたが、目録の現状に対する危機認識の強さが一つの特徴である。具体的には利用者の目録離れ、学術情報世界におけるカバー率の低下、機能改善の遅れなどが指摘されるが、特に検索エンジン等へのシフトによる利用低下・市場縮小の深刻さが強調され、もはや製品ライフサイクルの衰退期に入っていると述べている。マンはこの認識に対して、一般・学部学生レベルではそうかもしれないが、対象を研究者に限れば諸調査でも目録は依然として重要な位置を占めていると批判している。

このような危機を克服するための指針を導き出すべく、カルホーン報告書はいくつかのビジネス理論を援用している。競争戦略論で著名なポーター(Michael Porter)らの「衰退産業における終盤戦略⁽⁹⁾」の引用によりいくつかの戦略が考察されているが、衰退の不可避性を前提とするビジネスモデルの適用について、マンは少なくとも研究利用においては典拠管理等によって検索語の標準化を行う目録の必要性は変わらないと批判している。カルホーン報告書では全体的に、研究図書館目録を論議しながら一般的なクイック情報探索と研究者の求める網羅的検索との違いが整理されていないというところが、マンの批判の中心点である。

またカルホーン報告書は、レビット(Theodore Levitt)の製品ライフサイクル論⁽¹⁰⁾を適用して、新規利用者の獲得(及び/または)新規利用法の開拓による「再生」可能性に言及している。こうしたビジネス理論の考察を踏まえて、5年の時間枠を想定した3つの戦略「延命(Extending)」「拡大(Expanding)」「先導(Leading)」が示される。「延命」戦略は、OPACの機能改善とコスト削減によって目録の寿命延長をなしとげるものである。「拡大」戦略では、外部機関との共同等によって目録の新たな利用者呼び込むことをめざす。そして「先導」戦略では、教育・研究を支援する情報システムにおける図書館の役割を拡張し新たなステージが企図される(ただしこのレベルは必ずしも具体的に述べられていない)。

最後にカルホーンは、今後2年間で想定した行動の「青写真(Blueprint)」を作成している。この青写真は10分類80項目の様々な内容に及ぶが、経営戦略的視点の重視とコスト削減への傾斜が特徴としてあげられよう。前節で述べたように意志決定者への提言を主目的にしているため、戦略オプションの選択、職員的能力開発、ファンドとパートナーの確保、といった項目が大半を占めている。また目録・目録業務の実際については、カリフォルニア、インディアナ両大学の報告書にも通じるいくつかのOPAC機能改善提案を示しているが、一方でコピーカタロギングの徹底(ローカルカスタマイズを行わない)、データ品質よりも作業の迅速性の重視、自動処理の強化など、コスト削減

方策の提示も目立つ。これに対してマンは、体系的な検索に耐えるデータ品質が最も重要で、それを犠牲にしては意味がないと批判している。

そして、マンが「批判的レビュー」中で最も力を入れて反論しているのは、「青写真」中の「LCSHを用いて手作業で包括的に主題分析を行うのをやめて主題キーワードを採用し、LCにLCSHの廃棄を促す」との項目に対してである。マンは、事前結合型統制語彙であるLCSHの、研究者の目録利用における有効性を力説している。統制語彙の費用対効果に関する議論は古くからあるし、カルホーンは多くの提言項目の一つとしてあげているのみでどの程度の考えなのか疑問もあるが、断定的な表現のせいもあってか、報告全体を象徴するものといった捉えかたで大きな波紋を呼んだ。前述の *Academic Newswire* 誌の記事も「LCSHの終焉?」が冒頭の見出しになっており、マーカムもインタビューに答えて「LCSHを完全に終焉させるようなシナリオは想像できない」と沈静化につとめている。折しもLCでは、2006年4月に発表されたシリーズ典拠の作成中止方針が強い反発を受けながら6月から実施された⁽¹¹⁾。カルホーン報告はLCの目録政策を直接扱ったものではないが、1.で述べたマーカム講演等もあって目録コストの問題に敏感になっている図書館界では、どうしても関連をもって受け止められてしまうようである⁽¹²⁾。

6. おわりに

以上、3機関の報告書と、それをめぐる若干の議論について紹介した。

図書館目録をめぐる状況としては、IFLAの国際目録原則(CA1571参照)やAACR全面改訂(RDA)(E372参照)など目録規則の抜本的見直しや、RLGとOCLCの合併(E486参照)など、大きな動きには枚挙にいとまがない。また、本稿ではまとめきれないが、3機関の報告書以外にも、目録・目録業務の今後を論じた雑誌論文や会議発表はこのところ随分目につく。ブログやメーリングリストでの議論も活発である。背景には重い危機認識があつてのことではあるが、目録がこれだけ盛んに論じられるのはあまり例のないことではないだろうか。今後の帰趨に注目するとともに、振り返って(見方によっては)さらに深刻な状況にあるともいえるわが国の図書館目録を考えていく必要があるだろう。

わたなべたかひろ
(帝塚山学院大学：渡邊隆弘)

(1) The University of California Libraries, Bibliographic Services Task Force. Rethinking how we provide bibliographic services for the University of California. Final report. The University of California, 2005. (online), available from <<http://libraries.universityofcalifornia.edu/sopag/BSTF/Final.pdf>>, (accessed 2006-10-09).

(2) Byrd, J. et al. A white paper on the Future of

Cataloging at Indiana University. Indiana University, 2006. (online), available from <http://www.iub.edu/~libtserv/pub/Future_of_Cataloging_White_Paper.pdf>, (accessed 2006-10-09).

(3) Calhoun, K. The changing nature of the catalog and its integration with other discovery tools. Final report. Library of Congress, 2006. (online), available from <<http://www.loc.gov/catdir/calhoun-report-final.pdf>>, (accessed 2006-10-09).

(4) Marcum, D.B. The Future of cataloging. Library Resources & Technical Services. 50(1), 2006, 5-9. 講演は2005年1月16日, EBSCO Leadership Seminar (Boston) でのものであり, ウェブ上にも記録がある(上記と全く同一ではない)。

<<http://www.loc.gov/library/reports/CatalogingSpeech.pdf>>, (accessed 2006-10-09).

(5) 従来型のヒットレコード一覧とともに, 検索結果集合を「主題」「地理」「時代」「著者」といった側面(ファセット)ごとに整理して類似文献の集合(クラス)を表示するインターフェースが, ノースカロライナ州立大(E566参照)などいくつかの機関のOPACに導入されている。また, 書誌情報に限らず様々なメタデータに汎用的に利用できるオープンソースシステム“Flamenco Search”も開発されている(E507参照)。

(6) OCLC. FAST: Faceted Application of Subject Terminology. (online), available from <<http://www.oclc.org/research/projects/fast/>>, (accessed 2006-10-09).

(7) Mann, T. The Changing nature of the catalog and its integration with other discovery tools, final report. March 17, 2006. prepared for the Library of Congress by Karen Calhoun. : A critical review. AFSCME 2910, 2006. (online), available from <<http://guild2910.org/AFSCMECalhounReviewREV.pdf>> (accessed 2006-10-09).

(8) The End of LCSH?: provocative report stirs up cataloging discussion; LC's Marcum says she sees no abrupt changes. Library Journal Academic newswire. Apr. 20, 2006, 2006. (online) available from <<http://www.libraryjournal.com/clear/CA6326622.html>>, (accessed 2006-10-09).

(9) Harrigan, K. R. et. al. “衰退産業における終盤戦略”. 競争戦略論. 1. Porter, M. E. (竹内弘高訳). 東京, ダイヤモンド社, 1999, 270p. 177-207.

(10) Levitt, T. EXPLOIT the product life cycle. Harvard Business Review. 43(6), 1965. 81-94.

(11) Library of Congress. Cataloging Policy and Support Office. “Series at the Library of Congress: June 1, 2006”. (online), available from <<http://www.loc.gov/catdir/cpsa/series.html>>, (accessed 2006-10-09).

(12) マンはLCのテクニカルサービス方針全般を論じた文書も発表し, カルホーン報告書を関係文書の一つと位置づけている。

Mann, T. What is going on at the Library of Congress?. 2006. (online), available from <<http://guild2910.org/AFSCMEWhatIsGoingOn.pdf>> (accessed 2006-10-09).

Ref: 永田治樹. “整理技術と書誌情報”. 図書館年鑑 2006, 東京, 日本図書館協会, 2006, 116-118
愛知淑徳大学図書館. “こんな風にして大きな変化は起こるのか:LCのカルホーン・レポートとシリーズ典拠の中止”. 司書の目と耳. (オンライン), 入手先 <http://www2.aasa.ac.jp/org/lib/j/issues_j/metomimi/metomimi.html#20060714>, (accessed 2006-10-30).

CA1618

米国の図書館界と SNS 検閲

1. はじめに

図書館資料そのものに対する検閲よりも、インターネット上での未成年者のアクセスを制限しようとする動きが拡大している。未成年利用者を対象としたインターネット上での検閲やフィルターソフト等による制限を法制化しようとする動きが、1996年のCPPA (Child Pornography Prevention Act, Pub.L. No.104-208)以降、COPA (Child Online Protection Act, Pub.L.No.105-277)、CIPA (Children's Internet Protection Act, Pub.L.No.106-554)⁽¹⁾など、活発化している (CA1473, CA1572 参照)。合衆国憲法で保障されている「個人の知る自由」を制限しようとする動きは、こと未成年者を対象とする場合には「子どもにとって有害である」という理由によって妥当なものと判断されるようである。2006年7月に下院を通過したDOPA (Deleting Online Predators Act; H.R.5319)⁽²⁾は子どもが学校や図書館からソーシャル・ネットワーキング・サイト (Social Networking Sites; SNS) にアクセスすることを制限する法律案である。2006年9月には上院にも上程の動きがあったが、おそらく中間選挙をにらみ今議会には上程されなかった。しかし選挙後の2007年1月にも名称を変更し、ほぼ同一内容の法案が提出される可能性が高いと米国図書館協会 (ALA) ではみており、評議員や会員に地元上院議員に法案提出をさせないように政治的圧力をかけるようによびかけている。

DOPAはNCIPA (Neighborhood Children's Internet Protection Act) に準拠してE-レート (E073 参照) を利用して、提供している公共図書館や学校に対して、未成年者が双方向で情報を利用できるサイトへのアクセスを制限することを求めている。ALAのヤングアダルト図書館サービス協会 (YALSA) によると、このなかにはインスタント・メッセージやWiki、ブログなどの利用などのみならず Amazon.com や連邦政府自身が提供している行政情報等も含まれる。

SNSとはインターネットを利用した電子掲示板やニュース提供など、時間や場所をとわず、不特定多数の人々が議論をかわすことを可能とする限定的な公共の場である。SNSあるいはOnline Social Networkingとよばれるこれらのサイト群は、個人あるいは団体が発信する情報の場で双方向に交流を可能にする。米国では多くの10代の若者たち、あるいはヤングアダルト (YA) さらにはミレニアム世代とよばれる若者たちがSNSを利用している。近年、図書館においては、これら12歳から20歳ぐらいまでの年齢層の利用が、他の年齢層に比べ増加している。不読者層が多いとさ

れるこの世代に対し、図書館は読書の推進に加え、識字活動や図書館を基盤とした社会参加活動の推進など、力を入れている。インターネットの普及とともに成長してきた世代であり、iPodや携帯電話利用と読書時間が生活時間のなかで、ほぼ同じ割合となっている世代でもある。

ただ、SNSには日本の出会い系サイトと似ている側面がある。個人情報の掲示による不特定多数との接触によって犯罪にまきこまれるケースがある。SNSの利用の中心を10代であると考えた人々や政治家などは、SNSを通じて不特定多数の人々と出会う可能性が高く犯罪にまきこまれる危険性が高いと考えている。YAたちは自分自身のスケジュール管理やFlickr⁽³⁾などを利用した顔写真の掲載などきわめて個人情報が多いSNSを利用しており、個人のSNS経由で有害情報にアクセスする可能性が高いとみられているのである。このDOPA法案は、10代にとって有害情報や犯罪の温床となるとして、未成年者特にYAを保護するためにSNSの規制を法制化しようとするものである。CIPAがフィルターソフト利用を求めたのによく似ている。

2. SNS と図書館

米国のヤングアダルトたちが頻繁に利用しているSNSは“MySpace”であり、自分のスケジュール管理や友人との連絡などもここを基点としている。図書館側もSNSを利用して、図書館をあまり利用しないYAをひきつけようとしている。

MySpace⁽⁴⁾以外にもFlickr, del.icio.us⁽⁵⁾などのサービスや、ブログ、Podcast、Wikiなどの技術を利用して図書館情報を提供し、図書館という場をつくりだそうとしている。YAたちは図書館という施設にはなかなかやっこないが、インターネットを通じて図書館の機能を利用する。そういう形で図書館利用をするYAたちを主なターゲットとして、図書館側はSNS上に図書館サイトを形成し、文字情報のみならず動画や音声情報をも提供する。物理的な図書館の建物はないが、多様な情報を提供しているという。ホームページという形式のため、多様な電子形態での情報提供が可能であり、図書館側からの一方的な情報提供だけではなく、図書館と利用者間、そして利用者と利用者との間での情報交流の場も提供しているのである。SNS上で図書館資料の情報のみならず、こういったコミュニケーションの場を提供している図書館は急速に増加している⁽⁶⁾。

例えば、YAたちに役立つサイトに検索エンジンより早くアクセスできるようなリンク集を準備している図書館もある。YAたちは有効なサイトを効果的にアクセスするために図書館を利用する。図書館側は、検索エンジンを使う前に利用すると便利なリンク集を、あらかじめ準備しておく⁽⁷⁾。こうすることでYAたち

は図書館をゲートウェイにして情報を入手するのである。

さらに日本とは違い、本を読まない・図書館へこない YA 向けに、SNS 上の図書館から電子図書を提供している。図書館サイトにアクセスして、あらかじめ登録しておいた図書館カードの ID とパスワードを入力して、ネット上から一定期間ダウンロードする。読む電子図書もあれば、聴く電子図書 (CA1595 参照) もある。どちらの機能をも兼ね備えた電子図書もある。そういった資料をネット上で貸出するのである。貸出期間が過ぎると自動的に電子図書は消滅する。わざわざ図書館まで返却にこなくてもよい。

『電子図書館の神話』でバーゾールが論じているように (CA1580 参照)、公共空間である「場所としての図書館」について議論するのであれば、その集会室の利用や展示スペースは、表現の自由を保障する場となる。つまり、資料提供を中心とする考え方からすると、図書館建築という「場所としての図書館」での貸出や閲覧活動、あるいはやや古いイメージとしての電子図書館での情報提供における知的自由の保障という議論になるだろう。だが、図書館は人々の思想のひろばであり交流の場であると考えるのであれば、SNS 上での図書館も図書館なのである。SNS 上の図書館は資料提供の場所であり、展示スペースであり、集会室である。したがって、図書館がインターネット上で場所を提供するのであれば、図書館としての知的自由が保障されなければならない。だが、DOPA 法案はその図書館の知的自由を侵害する法律となり得る。

3. DOPA と ALA

そのため DOPA 法案に対し図書館側は警戒感を強めている。知的自由の擁護者を自認する ALA では、DOPA 法案に関して反対声明を出している。2006 年 7 月 27 日付けで上院議員たちにあてて手紙をだし、次の 5 つの理由から反対を表明している⁽⁸⁾。

- (1) DOPA 法案の文言が過度に広範で、かつ不明確である。したがって図書館サイトを含む多くの有益な情報サイトをもブロックしてしまうことになる。
- (2) DOPA 法案は、双方向で活用できるインターネットソフトの有益な面を無視している。多様な協力体制をつくりあげ、若者たちの社会参加の場を限定してしまうことになる。
- (3) ネットへのアクセスを阻害するのではなく、教育でインターネットを安全に活用することを学ばせるべきである。学校や図書館で教師や司書は子どもたちに情報リテラシー技術を学んでもらう環境を整備している。
- (4) 連邦レベルではなく、地域レベルで問題解決をはかるべきである。それは E レートを受容するために CIPA ですでに定められており、さらに重なる内容となる。

- (5) 公共アクセスをもっとも求めている地域で制限をかけることになる。E レートによりユニバーサルサービス・プログラムを受けている学校や図書館に制限を強いることにあり、つまり家庭でインターネットにアクセスできない個人に制限をすることになる。

ALA はインターネット「有害」情報から未成年者を「保護」する目的で法律を制定することに、一貫して反対姿勢をとっている。技術的に完全に「有害情報」をブロックできるわけではないことを熟知しているとともに、「有害」という定義があいまいな状況下では、むしろ、個人の知る自由の権利を侵害する情報統制になる危険性のほうが大きいからである。

いのうえやすよ
(獨協大学経済学部経営学科：井上靖代)

- (1) ALA Office for Intellectual Freedom. “CPPA, COPA, CIPA: Which Is Which?”. (online), available from <<http://www.ala.org/ala/oif/ifissues/issuesrelatedlinks/cppacopacipa.htm#CPPA>>, (accessed 2006-11-1).
- (2) ALA Washington Office. DOPA. (online), available from <<http://www.ala.org/ala/washoff/WOissues/techinttele/dopa/DOPA.htm>>, (accessed 2006-11-1). Young Adult Library Services Association. DOPA. (online), available from <<http://teentechweek.wikispaces.com/DOPA>>, (accessed 2006-11-8). YALSA Podcast by Yalsa. (online), available from <<http://www.pod-serve.com/pocasts/show/yalsa-podcasts>>, (accessed 2006-11-8). YALSA. DOPA Information Packet: A Resource for Librarians & Library Workers. (online), available from <<http://www.ala.org/yalsa>>, (accessed 2006-11-8). YALSA. Teens & Social Networking in School & Public Libraries: A Toolkit for Librarians & Library Workers. (online), available from <<http://www.ala.org/ala/yalsa/profdev/SocialNetworkingToolkit.pdf>>, (accessed 2006-11-8).
- (3) Flickr. (online), available from <<http://www.flickr.com>>, (accessed 2006-11-8).
- (4) MySpace. (online), available from <<http://www.myspace.com>>, (accessed 2006-11-8).
- (5) del.icio.us. (online), available from <<http://www.del.icio.us>>, (accessed 2006-11-8).
- (6) YALSA--SNS 上で提供している図書館リストは以下のサイトでアクセスできる。YALSA. Online Social Networking. (online), available from <<http://teentechweek.wikispaces.com/Online+Social+Networking>>, (accessed 2006-11-8). Libraries on MySpace. (online), available from <<http://groups.myspace.com/myspacelibraries>>, (accessed 2006-11-8).
- (7) YALSA., *op. cit.* (2)
上記は安全な SNS 利用方法をヤングアダルトに教えるべきだとして、SNS とヤングアダルト向け図書館活動について、ALA/YALSA が刊行している資料である。また同様の趣旨で連邦政府でも資料を提供している。Federal Trade Commission. Social Networking Sites: Safety Tips for Tweens and Teens. (online), available from <<http://www.ftc.gov/bcp/edu/pubs/consumer/tech/tec14.htm>>, (accessed 2006-11-8).
- (8) ALA がだした反対声明は以下のサイトで入手できる。American Library Association. Re: Opposition to H.R.5319, the Deleting Online Predators Act

(DOPA). (電子メール), To: United States Senate, <<http://www.ala.org/ala/washoff/WOissues/techinttele/dopa/SenateLetter.pdf>>, (accessed 2006-11-29).

CA1619 XXXXXXXXXX 米国の公共図書館における成人リテラシー 支援プログラムの現状と課題

1. はじめに

近年、情報通信技術の進展によって、公共図書館においても、地域住民の情報リテラシー習得支援が図書館サービスの重要な柱とも言われている⁽¹⁾。米国の公共図書館では、その情報リテラシーの基礎となる英語の読み・書き・算の能力であるリテラシー(literacy)の習得支援が重要なサービスとされ、実践されてきた⁽²⁾⁽³⁾。今日、リテラシーという場合、それは単に文字の読み書きができるという技術的な能力ではなく、成人が実生活を営むのに最低限必要な読み書き能力、つまり機能的リテラシーという考え方に依拠している。すなわち、公共図書館による成人の英語のリテラシー習得支援は、人々が地域社会で生活を円滑に営むことの支援に直結している。以下、公共図書館における成人の英語のリテラシー習得支援サービスの現状及び問題点について見ていくことにする。

2. 米国における移民と図書館サービス

多民族国家である米国は、多様な人種・民族で構成されており、公共図書館においても多様な言語・文化に対応したサービス(多言語に対応したコレクション構築等)が必要とされる。アフリカ系、ヒスパニック系、アジア系移民は、総じて英語のリテラシーが低い、あるいは全く英語の読み書きができない状態にある。そのため、公共図書館の成人向けリテラシー支援は、移民等のマイノリティと呼ばれる集団に対する英語のリテラシー習得支援が中心となる⁽⁴⁾。

英語のリテラシーの欠如が重大な問題とされているのは、単に読み書きができないだけにとどまらず、就職の際の障害となったり、地域コミュニティからの疎外等を生み出しているからである。例えば、フィッシャー(Karen E. Fisher)等によるニューヨーク市クイーンズ区公共図書館における移民向けリテラシー支援プログラムのアウトカム(outcome)調査では、プログラム参加者のアウトカムとして、彼等の(友人や近所の人々との交流等による)社会的ネットワークの拡大が挙げられている⁽⁵⁾⁽⁶⁾。すなわち、移民の人々は、ESL(English as a Second Language)クラス等に参加し、リテラシー技能を高める中で、他の参加者や図書館員との人的交流によって副次的に様々な恩恵(自尊心の高まり等)を受けていた。逆に言えば、リテラシーの欠如によって、移民の人々は、移民コミュニティ外の他者との交流をほとんど持たない、地域

コミュニティから孤立した状態に陥ってしまう。それゆえ、公共図書館による成人のリテラシー支援は、移民等の人々が日常生活を送る上で非常に重要なサービスとして位置づけられる。

3. 米国の公共図書館における成人リテラシー支援の現状

1996年に、ウォレス財団(Wallace Foundation: WF)は、図書館主体の成人向けリテラシー支援プログラムを支援するためにLILAA(Literacy in Libraries Across America)イニシアチブを開始し、公共図書館が提供している成人向けリテラシー支援プログラムに対してより効果的な戦略の立案及び実施のための援助を行なっている⁽⁷⁾。また、これらリテラシー・プログラムの成果検証のため、WFと米国教育省の教育研究・改善局(Office of Educational Research and Improvement)から資金を受け、2000年から2003年の4年間に渡り、MDRC(Manpower Demonstration Research Corporation)とハーバード大学の全米成人学習・リテラシー研究センター(National Center for the Study of Adult Learning and Literacy)は、オークランド公共図書館やニューヨーク公共図書館等5図書館における9つの成人向けリテラシー支援プログラムに関する戦略の立案・実施及びその効果等を調査している。以下、2005年の最終調査報告から、先進的とされる公共図書館における成人向けリテラシー支援プログラムの現状を見ていく⁽⁸⁾。

LILAAプログラムの生徒達は、多様な集団から構成されていた。例えば、生徒の60%は女性であったが、黒人、ヒスパニック系、アジア系等と人種構成そしてその年齢構成も多様であった。その一方で、自分自身の低いリテラシー技能を向上させたいという希望は共通していた。全体的に、生徒達のリテラシーのレベルは低かった。

生徒達がプログラムに参加した期間は、リテラシー・レベルを向上させるのに必要な時間に達していなかった。例えば、プログラムの3分の2の生徒が、6か月以内にプログラムから脱落していた。また、生徒達はリテラシーに関わる活動に平均58時間を費やしていたが、リテラシーのグレードレベルを1つ向上させるには100時間から150時間必要であることから学習時間が十分でないことがわかる。LILAAイニシアチブが開始されてからも、生徒の授業への参加期間は依然として低い水準で、生徒の参加パターンに実質的な変化はなかった。また、LILAAプログラムは、生徒のプログラムへの参加期間の短さなどの類似した問題に直面してはいるが、プログラムにおける問題の深刻さはそれぞれの地域事情を反映しており、多様であった。

プログラム参加者の成績に関しては、標準テストの評価において、若干の改善が見られた。

生徒が学習を継続していく上での課題に関しては、生徒達は、リテラシー学習を妨げる多様な障害に直面

していることが明らかになった。例えば、多くの生徒達は、健康上の問題、あるいは薬物乱用の経歴があった。また、生徒の中には移住して間もない状況の者もいた。生徒の学習を継続させるには、当然これら個人的・環境的障害に対処していく必要がある。学習の継続を推進していくためには、託児所の設置や交通手段の支援など社会サービス(social services)の充実と、教授法や設備の改善などプログラム自体の改善という2つの方法がある。プログラムの多くは、社会サービスを展開していくのに乗り気ではなく、プログラムの改善に力を注いでいた。これは、社会サービスに余分なコストがかかるだけでなく、リテラシー習得支援という本来の図書館の役割と相反するとする図書館員の考えや利用者のプライバシーに立ち入らないという米国図書館界の見解等にも起因している。

また、生徒達のプログラムの参加や脱落の形態には多様なパターンがあることがわかった。例えば、個人的・環境的障害は特にないが明確な目標を持てないために学習に集中できない生徒、あるいはその逆のパターン等があった。総じて、生徒の学習を継続させるには、公共図書館は、プログラムの改善に加え、現実的な社会的支援や地域の他の社会サービスに関する情報の提供等を行っていく必要があるだろうとしている。

4. 成人リテラシー支援に伴う問題

公共図書館が成人のリテラシー支援を行っていく上で、留意すべき問題がある。成人向けリテラシー支援は、人々の社会参加を促進する一方で、多様な言語・文化の抑圧を招く危険性も伴っている。すなわち、英語の学習を自明視することは、先住民や移民等のマイノリティの言語・文化を抑圧しかねない。

現在、連邦議会で審議が進められている「包括的移民改革法案(Comprehensive Immigration Reform Act of 2006; S2612)」において、「英語公用語化条項(National English Amendment)」が盛り込まれている。英語の公用語化は、先住民や移民等の言語・文化の存在を無視することにつながる危険性がある⁽⁹⁾。すでに、この条項に対しては、ALAによって反対声明が発表されている⁽¹⁰⁾。公共図書館は、マイノリティ住民の母語資料の収集などの多文化サービスの実践を踏まえ、多様な言語・文化を有する人々に対して、多文化共生の観点から成人に対するリテラシー支援を行っていく必要があるだろう。

せ と ぐちまこと
(梅花女子大学：瀬戸口 誠)

館と識字プログラム：歴史的概観。図書館界。42(3), 1990, 176-190.

- (3) 鈴木太郎. 特集：識字・情報と図書館サービス, アメリカ合衆国の識字率と図書館の役割. 現代の図書館. 28(1), 1990, 33-39.
- (4) 人種・民族以外で見える場合, 成人向けリテラシー支援の主たる対象者としては, 学習障害を持つ人や高校をドロップアウトした人等が挙げられる。
- (5) Fisher, Karen E. et al. Information Grounds and the Use of Need-based Services by Immigrants in Queens, New York: A Context-Based, Outcome Evaluation Approach. Journal of the American Society for Information Science and Technology. 55(8), 754-766.
- (6) クイーンズ区公共図書館のサービスについては次の文献を参照。
杉江典子. 特集：公共図書館のレファレンスサービス：図書館員と研究者の共同研究から, ニューヨーク市クイーンズ区公共図書館における図書館サービス：情報サービスを中心に. 現代の図書館. 44(1), 2006, 11-25.
- (7) Porter, Kristin E. et al. One Day I Will Make It: A Study of Adult Student Persistence in Library Literacy Programs. MDRC, 2005. (online), available from <<http://www.mdrc.org/publications/401/full.pdf>>, (accessed 2006-11-01).
- (8) *Ibid.*
- (9) 菊池久一. <識字>の構造：思考を抑圧する文字文化. 東京, 勁草書房, 1995, 291p.
- (10) American Library Association. "ALA opposes "National English Amendment" to Immigration Reform Bill". ALA-news. (online), available from <<http://www.ala.org/ala/pressreleases2006/may2006/englishonlyamendment.htm>>, (accessed 2006-11-01).

(1) 文部省地域電子図書館構想協力者会議編. 2005年の図書館像：地域電子図書館の実現に向けて（報告）. 文部省地域電子図書館構想検討協力者会議, 2000, 37p., (オンライン), 入手先 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/cho usa/shougai/005/toushin/001260.html>, (参照 2006-11-1).

(2) 川崎良孝. 特集：生涯学習と図書館界, アメリカ公立図書

CA1620

動向レビュー

英国 JISC による教育・学習支援

1. JISC と教育・学習支援

英国情報システム合同委員会 (Joint Information Systems Committee : JISC) は、大学などの高等教育機関における学術情報基盤として、1993 年に立ち上げられた非営利組織である (CA1501 参照)。日本においても、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会による報告書『学術情報基盤の今後の在り方について』⁽¹⁾に学術情報基盤とその整備の重要性について述べられているが、JISC のスタンスと似て非なるものである。大学図書館の基本的な役割として若干、教育研究支援について触れられてはいるものの、「学術情報基盤 (学術研究全般を支えるコンピュータ、ネットワーク、学術図書資料等) は、研究者間における研究資源及び研究成果の共有と次世代への継承、社会に対する研究成果の発信・啓発、研究活動の効率的な展開等に資するものであり、学術研究全体の発展を支える上で極めて重要な役割を負うものである。」⁽²⁾とされるように、ここでいう学術情報基盤は第一義的に「研究」に資するものであるとされている。

これとは対照的に、JISC は情報通信技術を活用して教育・学習及び研究に資することをそのミッションとしているが、1999 年以降は更に、その対象を「継続教育 (further education)」にまで拡大している。英国における継続教育とは、義務教育以降の教育を意味し、1) 大学進学準備のための教育、2) 就職準備のための教育、3) 職業教育・訓練などを含む。よって現在 JISC は、義務教育を除くあらゆる「教育、学習及び研究」を支援する「知識情報基盤」としての役割を果たしているといえるだろう⁽³⁾。

2. プログラム・プロジェクト方式

JISC のビジョンは、世界水準の情報通信技術を使って支援することによって、学生を含むさまざまな学習者、教職員、研究者などの高等・継続教育に関わるあらゆる利用者がどこからでも信頼性の高い情報通信環境にアクセスできるようにすることにある。JISC はこのビジョンを実現するために、情報通信技術の活用に対して、「革新的アプローチ」と「経常的アプローチ」というふたつのアプローチを適用している。

「革新的アプローチ」による情報通信技術の活用は、プログラム・プロジェクト方式を通じて実行される。これは、「複数のプロジェクト」に「プログラム」という枠組みを与えることによって、プロジェクト単位では達成できない高次の目標を達成しようとする方式である。ここでいう「プロジェクト」とは、ある目標

を達成するために、資源を投じて独自のサービス等を創造するための時限的取り組みをいう。プロジェクトはそれぞれの目標を持つと共に、属するプログラムの目標を上位目標として共有する。

JISC では現在、20 のプログラムが進行中である。例えば、2003 年 2 月 1 日から 2008 年 2 月 29 日まで継続予定の「学習のためのデジタル図書館プログラム (digital libraries in the classroom programme)」⁽⁴⁾は、米国立科学財団 (National Science Foundation : NSF) との協同プログラムであり、英国からはサウサンプトン大学 (University of Southampton) やロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (London School of Economics) など、米国からはミシガン州立大学 (Michigan State University)、スタンフォード大学 (Stanford University) などが参加している。JISC は、1) ネットワーク、2) アクセス管理、3) 情報環境、4) デジタル資源 (e-Resources)、5) e ラーニング、6) 研究プロセスのデジタル化 (e-Research)、7) デジタル時代に即応した組織管理 (e-Administration)、8) 知識移転 (Third Stream)、という 8 つの戦略的テーマの下に運営されているが、このプログラムはこのうち「e ラーニング」に属している。現在、「人類学に関する教授のためのデジタル資源 (Digital Anthropological Resources for Teaching : DART)」プロジェクトや「地理学における教育・学習への革新的アプローチ支援のためのデジタル図書館 (DialogPlus)」プロジェクト、「地理学の教授・学習のための革新的アプローチ (Innovative Approaches to Teaching and Learning in Geography)」プロジェクトなど、5 つのプロジェクトがこのプログラムに内包されており、「新たな技術を使ってデジタル資源を整備することによって、教育・学習プロセスを改善すること」という高次の目標を共有している。

JISC のプロジェクトは全て、競争原理によって選抜される。助成を求める機関やグループは、公募されたプログラムの内容に従って応募し、選抜されて初めて助成を受けることができる。選抜基準は、目標の明確性及び簡潔性、教育・研究コミュニティに与える貢献度、JISC の戦略との関連性、公募基準との合致性、当該機関の目的の調和性、助成打ち切り後の持続可能性などである⁽⁵⁾。

「革新的」な情報通信技術の活用は、個々の機関で投資するにはリスクの大きいものであるが、JISC という全国的組織が助成を行うことによって、最新技術の評価・導入やその可能性に関する調査をいち早く実施し、関係コミュニティ全体に資する「優良事例 (good practice)」を積み重ねることを可能にしている。

3. JISC による教育・学習支援サービス

各プログラムやプロジェクトに対しては評価が行われ、助成期間終了後の対応が決められる。失敗である

と結論付けられ打ち切られるもの、継続の実施が必要であるとして助成が継続されるもの、自立したサービスとし継続するものなどのほか、JISC が助成するサービスとしてその一部あるいは全部が引き継がれるものなどがある。

JISC が助成するサービスは、前述の「経常的アプローチ」にあたる。JISC の目的からしてどのサービスも、直接的あるいは間接的に、教育・学習を支援しているといえるが、例えば学生・学習者は、JANET ネットワークを介して MIMAS や EDINA, ESDS などのナショナル・データ・センターにアクセスして必要なデータベースやコースウェアを利用する。また、JISC Collections を通じた商用データベースなどの代行交渉によるコスト削減によって、学生・学習者により多くのリソースを提供することを可能にしている。これらは利用時に認証を必要とするが、Athens のアクセス管理システムを利用することによって、シングル・サインオンを実現するだけでなく、キャンパス外からのアクセスを可能にして e-Learning に寄与している。尚、シングル・サインオンとは、一度の認証で、許可されている複数のサービスを利用できるシステムをいう。

また、教育・学習資源ポータルである Jorum は大変興味深い。これは、教員やティーチング・スタッフのための教材ポータルであり、テキスト、スプレッドシート、プレゼンテーション用資料、画像、動画、プログラムなど、さまざまなコンテンツが格納されている。Jorum の特徴は、提供されているコンテンツの再利用を許すだけでなく、その改編を許していることにある。同サービスに加盟している機関の構成員であれば、Jorum で提供されているコンテンツを目的に適うようにアレンジして、授業や学生・学習者の学習に役立てることができる。Jorum のキーワードは、再利用(re-use)と再目的化(re-purpose)である。再目的化とはこの場合、既にある教育・学習資源を、

当初の目的以外にも柔軟に活用することをいう。Jorum には、提供されているデジタル資源を利用するという関わり方と、作成した教育・学習資源を提供することによってデジタル資源の充実に寄与する関わり方がある。前者は「Jorum 利用者 (Jorum User)」, 後者は「Jorum 寄与者 (Jorum Contributor)」と呼ばれ、コンテンツの効率的な共有を可能にしている。Jorum を利用することによって、教員やティーチング・スタッフはより少ないコストでより充実した教材を作ることが可能になり、結果として教育の質の向上につながっている。

4. さいごに

情報通信技術の発達やそれに関わる仕組みの変化は目覚しく、今のところ衰えることを知らない。最新技術ばかり追っていると現存のシステムがおろそかになり、現存のシステムを維持しているだけでは瞬く間に陳腐化する恐れがある。「サービス」として現存のシステムを維持し、「プログラム・プロジェクト方式」で革新的な開発を行う JISC のスキームは、理想的なバランスであるということができる。

このようなスキームのもと JISC では、研究だけでなく、教育・学習を支援する成長型の知識情報基盤が進行中である。日本においても、教育・学習において全国的視野を持った戦略的な学術情報基盤の整備が望まれる。

どんかい きおり
(奈良女子大学附属図書館：呑海沙織)

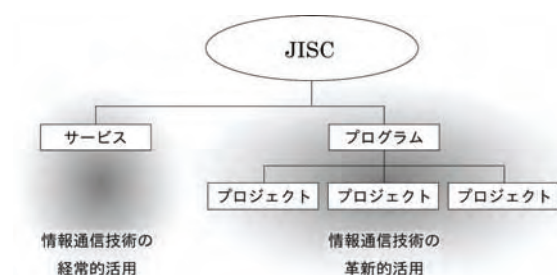


図 JISC におけるサービスとプログラム及びプロジェクトの関係

- (1) 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会. 『学術情報基盤の今後の在り方について (報告)』. 東京, 文部科学省, 2006.3, (オンライン), available from <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/06041015.htm>, (accessed 2006-11-14).
- (2) 前掲 (1).
- (3) 呑海沙織. 学術情報基盤から知識情報基盤へ: JISC (Joint Information Systems Committee) の変遷. 図書館界. 58(3), 2006.9, 176-185.
- (4) Joint Information Systems Committee. digital libraries in the classroom programme. (online), available from <http://www.jisc.ac.uk/whatwedo/programmes/programme_dlitc.aspx>, (accessed 2006-11-14).
- (5) Joint Information Systems Committee. guide to bidding. (online), available from <<http://www.jisc.ac.uk/fundingopportunities/bidguide.aspx>>, (accessed 2006-11-14).

Ref. Joint Information Systems Committee. (online), available from <<http://www.jisc.ac.uk/>>, (accessed 2006-10-18)

CA1621

研究文献レビュー

公共図書館職員の養成教育と継続教育

1. はじめに

図書館職員に対する養成教育あるいは継続教育 (continuing education) に対する意識が高まっている。養成教育については LIPER (情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究: Library and Information Profession and Education Renewal) という形で大規模な研究調査が行われ、継続教育では社会人向けの大学院とともに研修制度の充実が図られている。これらの最近の動向 (研究とは限らない。また 5 年程度であるが話題によってはそれ以前も含める) について紹介するのが本論文の目的である。なお、本来この話題は図書館職員の専門性、専門職制といったテーマと密接に関連するが、あくまで公共図書館職員の養成と継続教育に限定している。

LIPER による最終報告⁽¹⁾は 2006 年 3 月に刊行されている。LIPER の成果を受けた論文集⁽²⁾も 2006 年 10 月に刊行された。これらの資料の中から公共図書館職員養成関連の議論を見た後に、現在の司書養成、そして職員への継続教育の諸問題を概観していきたいと思う。

基本的には、司書は図書館法第 4 条に規定されたものを明確に指す場合にのみ使用している。なお、文中に登場するいくつかの動向に筆者は関与しているが、論文中の意見は個人的なものであることを明記しておく。

2. LIPER とその最終報告の概要

LIPER は、2003 年度から 2005 年度の 3 年間にわたるプロジェクトであったが、テーマのもとに研究班が組織され、活動していた。基本的には教育に関する館種別のニーズの把握 (公共図書館・大学図書館・学校図書館の各班担当) と教育制度の検討 (図書館情報学教育班担当) とに分かれていた。公共図書館職員養成については、図書館情報学教育班と公共図書館班の成果や報告を中心に見ていくと、以下のように整理できる。

- a) 現在の公共図書館職員養成教育のニーズと問題点
- ・司書の資格取得者と就職機会のアンバランス (司書の資格取得者が年間 12,000 人以上に対して、就職機会が 30 名程度というアンバランスが存在。)⁽³⁾⁻⁽⁵⁾
 - ・教育サイドから見た問題点 (専任・非常勤教員に対して質問紙調査 (回答者数 397 名))⁽⁶⁾⁽⁷⁾
 - ・現場サイドから見た知識・技能に関する調査 (常勤および常勤相当非常勤職員に質問紙 (回答数

1,266 名))⁽⁸⁾⁽⁹⁾

- ・現場サイドのニーズに関する既往質問紙調査 (1989 年調査)⁽¹⁰⁾との比較⁽¹¹⁾
- b) 公共図書館職員養成のカリキュラムの提言⁽¹²⁾
 - ・大学院修士課程レベルを想定した情報専門職養成のための図書館情報学カリキュラムの提案
 - ・コア領域と情報専門職領域 (主に館種) と個別情報領域 (障害者サービス、法律情報、医学医療情報) それぞれから選択・修得して情報専門職資格を取得
 - ・コア領域は、図書館情報学基礎、情報利用者、情報資源組織化、情報メディア、情報サービス、情報システム、経営管理、デジタル情報といった領域 (1 領域には複数の科目が存在) 群から構成
 - ・公共図書館を対象とした情報専門領域では、地域社会論、公共図書館メディア論、地域情報サービス論、児童サービス論、公共図書館経営論といった科目
 - ・司書課程ではコア領域を中心に学ぶ
- c) 「図書館情報学検定試験 (仮称)」実施の提言⁽¹³⁾
 - ・司書養成の多様な教育体制を認めた上で「司書となる資格」に求められる専門的知識の習熟程度を判定
 - ・司書資格を取得中あるいは取得した者を対象として、前項のコア領域を中心に出題
 - ・日本図書館情報学会では 2006 年度に特別委員会を組織して検定試験の実施について検討⁽¹⁴⁾

3. 司書養成教育を取り巻く諸問題

3.1. カリキュラムに関する基本的問題

養成教育のあり方については、実務面を重視するか、理論的側面を重視するかの大きな立場の違いがある。大学教育による養成教育そのものを否定している意見⁽¹⁵⁾もあるが、そのような考えがかえって自らの専門性の根拠を崩しているという批判⁽¹⁶⁾もある。確かに専門職養成である以上実務面を無視することはありえない。しかし、現在の教育体制の中で実務面を徹底するのも現実的ではない。たとえば、図書館実習が実務的な教育では極めて重要になるにも関わらず、現実には受け入れ先の数の問題ばかりで困難⁽¹⁷⁾であるだけでなく、送り出し側の体制をはじめとする多くの問題⁽¹⁸⁾を抱えているのも事実である。意見の対立はあるが、カリキュラムの方向性としては、LIPER 最終報告のように大学教育による養成、特に理論的側面を重視する考えが強いといえる。また、以上のような立場の違いに加え、小田は、養成教育について教育制度、教育課程、教育方法や教育実態などについて前提となる共通理解が確立していないことを指摘している⁽¹⁹⁾。

現在の司書課程のカリキュラムは 1997 年度から切り替えられたわけであるが、1994 年に日本図書館協会 (JLA) 図書館学教育部会では、24 単位 (生涯学習概

説を除く)案を提案している⁽²⁰⁾。この案は実務の基礎となる理論・理念の教授に力点があったと朝比奈は指摘している⁽²¹⁾。また改定作業当時、多くの養成担当者が基礎的知識と技術の修得を目標として文部省(当時)と対峙した経緯から養成と研修の両者が密接不可分な関係を有しているという認識に至ったという指摘⁽²²⁾もある。現行カリキュラムについては、技術的専門性を軽視してかえって司書の専門性を損なったという意見⁽²³⁾、現場の即戦力性を強調するあまり新しい環境に対処する能力の欠如を恐れる指摘⁽²⁴⁾もある。また、司書講習や短期大学での司書課程開講での資格取得についても構造的な問題に関する議論⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾、あるいは開講そのものに関する意見もある。

現在の司書養成については問題があることについては意見が一致しているが、具体的な改善案が定まっていないのが実状である。LIPERの提案は一つの意見であるが、過去に類似の提案や議論があったのも事実である。たとえば、阪田⁽²⁷⁾が整理した1990年代以降での司書養成の改善案では、大学院による養成、グレード制、司書課程開設の認可制、実力判定の検定試験が挙げられている。

3.2. 法的位置づけ

司書課程による養成は、現状では本来の図書館法第5条1項2号における「大学において図書館に関する科目」によるものではなく、図書館法第5条1項1号すなわち司書講習のための省令科目が準用される形で内容が規定されている。この現状に対して宮部は大学における司書養成のための科目群を明示しない限り、抜本的な改革はありえないと主張している⁽²⁸⁾。また根本はLIPER以前からこの点を問題視している⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾。

3.3. 単位数に関する議論

現行省令科目の単位数については、かつての19単位から生涯学習概論含めての20単位ということで実質的变化がないこと、あるいはその枠内に無理やり内容を収めたことに対する批判⁽³¹⁾がある。これを受けて、24単位案を再評価/再点検して今後にかすべきという意見⁽³²⁾もあるが、全国図書館大会で20単位である程度十分と考えることに対する議論⁽³³⁾も行われたこともある。また図書館法上では下限の15単位が明記されている趣旨について言及し、過大な単位数設定について疑問視している意見⁽³⁴⁾もある。

以上のように省令科目の議論では単位数が登場するが、授業性格に応じた開講形態によって同じ時間数でも単位数は異なる。大学設置基準第21条2項では「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成すること」とした上で、講義・演習は15～30時間の大学での授業、実験・実習・実技は30～45時間の大学での授業で1単位としている。つまり、大学の単位修得は課外学習が前提となっているし、同じ単位数でも開講形態によって講義時間は大きく異なる。

したがって単位数の議論をするときには時間数を強く意識すべきという指摘⁽³⁵⁾もある。

3.4. 大学教育での問題点とFD

研究者サイドで大学での養成教育が重視されているといっても現状に多々問題があるのも事実である。この問題点を改善しない限り制度的な側面をいくら改めても抜本的な改善は難しいといえる。根本は大学と職業に関わる制度構造に養成教育の欠陥を求めている⁽³⁶⁾。この点に関連して学部での図書館情報学専門教育について、日本の人文社会科学の学部教育においては1990年代まで職業人養成が入り込む余地はなかったという上田の指摘⁽³⁷⁾も参考になる。高等教育の構造については、エリート向けからユニバーサルなものへと大きく変貌していることをLIPERの公共図書館班は強調している⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾。

また、教員に関する指摘も多い。カリキュラムの指導者育成が無視されているところに教育水準の低下の原因があるという意見⁽⁴⁰⁾もあれば、図書館情報学養成教育教員の研究生産の低さを問題にする意見もある⁽⁴¹⁾⁽⁴³⁾。

教育者という面については、近年は教員の改善として大学における授業改善の動きに連動して、司書課程におけるファカルティ・ディヴェロップメント(FD)も問題になっている⁽⁴⁴⁾。JLA図書館学教育部会でも一連の活動⁽⁴⁵⁾が行われた。授業科目に関する調査⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁸⁾や研究⁽⁴⁹⁾⁽⁵⁵⁾、テキスト比較⁽⁵⁶⁾⁽⁵⁸⁾、授業手法・内容に関する提案⁽⁵⁹⁾⁽⁶⁵⁾、実践報告⁽⁶⁶⁾⁽⁷¹⁾も多い。しかし、省令科目改定後しばらくの状況に比べると現在はやや成果が少ない。

3.5. 国際的な潮流(一部研修についても含む)

海外の養成教育はさまざまところで紹介されているし、国際動向に関するレビュー⁽⁷²⁾もある。そもそもLIPERという名称もKALIPER(Kellogg-ALISE Information Professionals and Education Reform Project)⁽⁷³⁾に由来している。LIPERでは、アジア諸国・地域(韓国、シンガポール、台湾、タイ、中国)の動向について調べている⁽⁷⁴⁾。欧米とアジア諸国の養成教育の動向としては、大学・大学院教育の専門教育を標準とする傾向である⁽⁷⁵⁾。なお、養成教育の国際的なカリキュラムについては、山本がIFLAによる「図書館情報学専門職養成教育プログラムのためのガイドライン2000年版」を紹介している⁽⁷⁶⁾。また、海外の研修に関する調査報告⁽⁷⁷⁾⁽⁷⁸⁾も発表されている。

4. 継続教育を取り巻く諸問題

4.1. 研修事業

研修についての職員の関心は高い⁽⁷⁹⁾。近年官民間問わず、高度な研修事業が実施されていることが大きな動きである。文部科学省は、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター⁽⁸⁰⁾(旧国立社会教育会館社会教育研修所)と共催で図書館司書専門講座を実施している。なお、文部科学省では、実務経験3年程度の職員を対

象にした地区別研修，新任の図書館長を対象にした新任館長研修も実施している。

JLA では，2000 年度から実務経験 3 年程度の職員を対象とした「中堅職員ステップアップ研修」（2004 年度から「中堅職員ステップアップ研修（1）」に名称変更），2004 年度からは実務経験 7 年程度の職員を対象とした「中堅職員ステップアップ研修（2）」が開講されている⁽⁸¹⁾。そして，紀伊國屋書店，財団法人高度映像情報センターと職員研修の関係者によって発足したデジタル・ライブラリアン研究会⁽⁸²⁾によるデジタル・ライブラリアン講習会が 2001 年から実施されている。

これらはいずれも高度な研修の実施を目的として，全国から受講者を集めて実施している（デジタル・ライブラリアン講習会では短期集中コースの地方開催も行っている）⁽⁸³⁾。JLA や文部科学省では，高度であるだけではなく，体系的な研修プログラムとして提供していることも注目される。

また，都道府県単位の研修についても図書館支援事業として力を入れている図書館が存在している⁽⁸⁴⁾⁽⁸⁵⁾。県立図書館，都道府県図書館協会による研修の実施に関する数年前の調査⁽⁸⁶⁾では多彩なテーマ設定で，全国各地で開催されていることがわかる。

さて，高度で体系的な研修の成立は，生涯学習審議会社会教育分科審議会⁽⁸⁷⁾と JLA 研修問題特別委員会⁽⁸⁸⁾による報告が大きい。JLA の場合は，さらにワーキンググループ⁽⁸⁹⁾⁽⁹⁰⁾を組織して実施に至っている。これらの経緯に関する議論や実施状況については三村⁽⁹¹⁾や大谷⁽⁹²⁾が整理をして紹介している。

4.2. 研修内容の問題点

現職者の研修については，糸賀が，研修成果の評価がないこと，講義中心の座学であること，事前の予習・準備がないこと，詰め込み式になっていることの 4 点を問題点として挙げている⁽⁹³⁾。これ以外にも研修参加に関するさまざまな問題も挙げられている⁽⁹⁴⁾。また地域格差の問題は，東京を中心に高度な研修が開催されているという東京－地方間の問題だけではなく，各都道府県単位の研修の実施状況にも格差がある⁽⁹⁵⁾。これらの問題点からインターネットを活用した研修の導入も主張されている⁽⁹⁶⁾。

研修内容に関するニーズについて⁽⁹⁷⁾⁽⁹⁸⁾は，レファレンスサービスは共通して高いニーズがあるが，他のテーマについては意見が分かれている。回答者の属性等によっても異なり，職員をセグメント化した調査が必要である。また，柴田ほかによる研修の状況調査⁽⁹⁹⁾で指摘されている，二種類の「研修」概念（受講者の個人のスキルアップを目的とする研修と，職場に還元することを目的とする研修）とその「ズレ」の存在，受講者の意識の問題などは重要である。

4.3. リカレント教育

リカレント教育に関するニーズは高い⁽¹⁰⁰⁾。社会人を強く意識した大学院としては，慶應義塾大学院文学研究科図書館情報学専攻情報資源管理分野⁽¹⁰¹⁾と筑波大学大学院図書館情報メディア研究科⁽¹⁰²⁾が代表として挙げられる。このような社会人向けの大学院については，大学院における専門職教育の機運，従来の学術大学院修士課程での専門職養成の実績，現職者の再教育の必要性，現職者対象リカレント教育のノウハウ蓄積が開設の背景とされている⁽¹⁰³⁾。また，筑波大学大学院では，図書館流通センター図書館経営寄附講座をもとに図書館経営管理コースが 2006 年度から開設されている⁽¹⁰⁴⁾。また，図書館員の図書館情報学専攻以外の大学院への進学も近年増えており，『現代の図書館』では特集も組まれ公共図書館職員による論文⁽¹⁰⁵⁾も掲載されている。ただし，このようなリカレント教育については，自治体に対して理論武装を身に着けたいが待遇は変わらないのではないかという意見もある⁽¹⁰⁶⁾。

4.4. 認定制度・検定試験・研究活動

公共図書館における認定制度としては，JLA でいわゆる上級司書の検討が行われてきた⁽¹⁰⁷⁾⁻⁽¹¹⁰⁾。この制度は研修の積み重ねが認定の基盤となっているのが特徴である。『図書館雑誌』等で特集⁽¹¹¹⁾として取り上げられたほかに意見が公表され⁽¹¹²⁾⁽¹¹³⁾，全国図書館大会でも検討が行われた⁽¹¹⁴⁾⁽¹¹⁵⁾。かつては司書のグレード制につながる議論をすること自体が難しかった時代があった⁽¹¹⁶⁾が，現在ではこの種の議論が行えるようになったことは大きな進展である。しかし，JLA の事情⁽¹¹⁷⁾⁽¹¹⁸⁾によって制度化されていないのが実情である。また，長野県図書館協会では研修に修了証を交付する認定・登録制度を開始した⁽¹¹⁹⁾。就労支援とともに長野県図書館協会としての業務受託も視野に入れている⁽¹²⁰⁾。

現職者のスキルを評価する仕組みとしては検定試験も議論されている。図書館情報大学生涯学習教育研究センターでは全ての図書館職員（公共図書館職員も該当する）に対する専門職制度確立のために検定試験の議論を報告している⁽¹²¹⁾。図書館職員に対する検定試験としては，薬袋による制度の提案⁽¹²²⁾もある。これ以外にも自発的な研究活動への参加について検討したもの⁽¹²³⁾⁽¹²⁴⁾もある。

5. おわりに

文部科学省が設置しているこれからの図書館の在り方検討協力者会議（協力者会議）では，養成・継続教育についてかなりの重点を置いている。2006 年 3 月の報告書『これからの図書館像』では，これからの図書館経営に必要な視点の一つとして，「図書館職員の資質向上と教育・研修」を挙げて，図書館職員の資質向上，図書館職員の研修，リカレント教育，司書の養成，専門主題情報担当者の教育について提言⁽¹²⁵⁾して

いる。また、平成 18 年度より再度設置された協力者会議では養成・研修が中心となる課題になるようである⁽¹²⁶⁾。

今後は、協力者会議で指摘されているように「それぞれにふさわしい技術や知識をそれぞれのライフステージにあった提供や教育」⁽¹²⁷⁾が可能になるような制度を検討していくべきである。「司書形成」が一連の学習過程の中で長期的に達成されるという塩見の主張⁽¹²⁸⁾は当然のことであり、司書という職種のキャリアモデルの形成という課題につなげて養成教育⁽¹²⁹⁾や研修⁽¹³⁰⁾を論じていくことが必要である。これまで見てきたように、個別の要素についてはかなりの蓄積が存在しているわけであり、それらの整合性を取りながら体系として構築していくことが求められている。

公共図書館職員は、他の図書館職員と異なり、図書館法に基づいた養成制度が存在するため、キャリア形成の上でも制度改革でも継続性の問題が大きい。しかし、海外の動向を見ると現在の体制より高度な養成教育の確立が必要とされているのも確かである。したがって高度化は必要であるが、現在の司書課程からどのようにして高度な教育へとつなげていくのかが考慮されなければならない。その高度な教育は他の館種の図書館職員養成課程だけではなく、現実の高等教育とも親和した形で構築される必要があり、その中では教員の資質も問われている。

継続教育においては、段階に応じた研修、社会人向け大学院、そして高度な技能を評価する制度といった現在の様々な取り組みを継続していき、さらに高めていく必要がある。研修については e-learning に期待する向きも多いが、現場で講師になれる職員を養成する研修がそもそも不足している。また、複数大学による連合大学院も視野に入れた社会人向けの大学院の開講が望まれる。これは教育する側というよりも教育を受ける側の事情に配慮したものである必要がある。

そして、こういった継続教育によって獲得した技能を適正に評価する仕組みとして、検定試験や認定制度が必要である。前者は比較的多数、後者は比較的少数が対象となることを前提とした制度となるだろう。こうした制度は専門性の確立だけではなく、図書館職員の意欲を刺激するものとしても重要である。

このような大きな制度設計を学術研究の対象として行うのが難しいのは事実である。しかし、文部科学省の動向も踏まえると現在が大きな転機であるのも事実である。したがって、思い込みによるものではなく、これまでの知見や成果が活用された形で図書館界全体による活発な議論が行われて、制度設計がされることを期待したい。

おたにやすはる
(青山学院女子短期大学：大谷康晴)

(1) 上田修一ほか。図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究(平成 15 年度～平成 17 年度科学研究費補助金

(基盤研究(A))研究成果報告書。東京、慶應義塾大学文学部図書館・情報学専攻、2006、456p。

なお、研究成果報告と改革案の提言については、同一の内容で入手しやすい資料としては、次のものがある。

上田修一ほか。「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」最終報告書。日本図書館情報学会誌。52(2)、2006、101-128。

(2) 日本図書館情報学会研究委員会編。図書館情報専門職のあり方とその養成。東京、勉誠出版、2006、250p。

(3) 上田ほか、前掲(1)、6-8。

(4) 三輪眞木子ほか。「図書館情報学教育の再構築：LIPERから」。前掲(2)、23-41。

(5) そもそも調査報告(三輪眞木子ほか。大学における司書・司書教諭教育の実態。2005 年度図書館情報学会春季研究集会発表要綱。2005、39-42)では 9,260 名(司書課程 7,180 名、司書講習 1,309 名、通信制司書課程 771 名)であり、回答率 78.0%から推定しているものと思われる。しかし、回答の様態から見てこの推定精度には疑問がある。ただし、実態として資格取得者が年間 1 万人を上回っていることは間違いない。就職機会が 30 名程度という部分であるが、これは日本図書館協会図書館学教育部会による調査(大谷康晴。日本図書館協会図書館学教育部会「司書資格取得者の就職状況に関する調査」についての報告。日本図書館協会図書館学教育部会会報。67、2003、6)の数値による。この数値は、「資格を採用の要件として募集して、なおかつ司書として発令されている」者を対象としている。この調査によると新規職員採用 161 名のうち、司書資格取得者が 81 名、採用時に司書資格が要件とされた者が 54 名である。

(6) 三輪ほか、前掲(4)、28。

(7) 三輪眞木子ほか。司書資格科目担当教員に対する意識調査。2005 年度日本図書館情報学会三田図書館・情報学会合同研究大会発表要綱。2005、21-24。

(8) 野末俊比古ほか。公共図書館職員の知識・技術に関する意識等の実態：LIPER 公共図書館班アンケート調査における傾向の分析。2005 年度日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱。2005、31-34。

(9) 大谷康晴ほか。公共図書館職員の知識・技術に関する意識を形成する要因：LIPER 公共図書館班アンケート調査におけるクロス集計を中心に。2005 年度日本図書館情報学会三田図書館・情報学会合同研究大会発表要綱。2005、101-104。

(10) 東京大学教育学部で 1989 年に行われた「図書館学教育の実態と改善に関する調査」である。しかし、この調査の結果に関する報告は公開されていなかったため、LIPER 公共図書館班で調査原票と集計データを掘り起こして集計を改めて行い、関係者の許諾と協力のもとで、集計結果を以下の資料として公表した。

小田光宏ほか。公立図書館長を対象にした図書館学教育に関するアンケート調査(1989 年実施)の集計結果。日本図書館情報学会誌。52(1)、2006、16-23。

(11) 小田光宏ほか。公立図書館職員の知識・技術に関する意識の変化：LIPER 公共班アンケート調査と 1989 年調査の比較。平成 17 年度西日本図書館学会秋季国際交流研究発表会配布資料。2005、6-7。

(12) 上田ほか、前掲(1)、21-28。

(13) 上田ほか、前掲(1)、29-31。

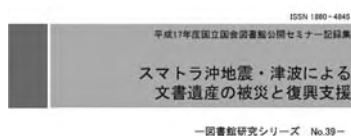
(14) LIPER 最終報告にある図書館情報学教育改革案の日本図書館情報学会としての実行可能性を検討するための臨時委員会の設置。(オンライン)、入手先 <<http://www.soc.nii.ac.jp/jslis/news/kaiho122.htm>>、(参照 2006-11-16)。

- (15) 前川恒雄ほか. 新版図書館の発見. 東京, NHK ブックス, 2006, 237p. 221-222.
- (16) 根本彰. 情報基盤としての図書館. 東京, 勁草書房, 2002, 141.
- (17) 三輪ほか, 前掲(4), 28-29.
- (18) この問題点については, たとえば, 『図書館雑誌』の「特集 図書館実習を考える」(95(11), 2001, 847-862)参照.
- (19) 小田光宏. “公共図書館職員養成における課題と視座: LIPER 公共図書館班の成果をもとに”. 前掲(2), 43-56.
- (20) 日本図書館協会図書館学教育部会. 司書養成カリキュラム案について (報告/提案). 図書館雑誌. 88(4), 1994, 241-245.
- (21) 朝比奈大作. 司書課程の教育内容: 新時代の司書養成を目指して. 現代の図書館. 39(1), 2001, 4-9.
- (22) 柴田正美. 現職者研修と養成サイドの取り組み. 図書館界. 54(2), 2002, 84-92.
- (23) 根本, 前掲(16), 136-137.
- (24) 柴田正美. 新カリキュラムをどう見るか: 改定目標・問題点・免除措置. 図書館界. 49(3), 1997, 139-147.
- (25) 菅原春雄. 司書講習の諸問題について: 平成 12 年度司書講習受講案内を分析して. 文教大学女子短期大学部研究紀要. 44, 2000, 105-119.
- (26) 田中岳文. 短期大学における図書館学教育の検討. 図書館学. 74, 1999, 14-18.
- (27) 阪田蓉子. 司書養成と司書課程. 図書館文化史研究. 19, 2002, 111-131.
- (28) 宮部頼子. “司書課程における専門職養成の現状と課題”. 日本図書館情報学会研究委員会編. 前掲(2), 183-197.
- (29) 根本彰. 図書館情報学における知的貧困. 現代の図書館. 39(2), 2001, 64-71.
- (30) 全国図書館大会実行委員会. 第 88 回全国図書館大会記録. 前橋, 全国図書館大会実行委員会, 2003, 315.
- (31) 柴田, 前掲(24), 144.
- (32) 柴田正美ほか. 図書館法・学図法改正に関わる養成教育の現状と問題点: 授業概要に見る新カリキュラム. 図書館界. 50(2), 1998, 76-83.
- (33) 全国図書館大会実行委員会, 前掲(30), 326-330.
- (34) 小田, 前掲(19), 52.
- (35) 小田, 前掲(19), 48.
- (36) 根本彰. “図書館員養成と大学教育: 研究と現場の関係を踏まえながら”. 前掲(2), 3-22.
- (37) 上田修一. “図書館情報学専門教育と図書館員の現職者教育”. 前掲(2), 199-217.
- (38) 大谷康晴ほか. 公共図書館職員養成教育研究者と職員の意識 LIPER 公共図書館班聴き取り調査に見る養成教育の方向性. 平成 17 年度西日本図書館学会春季研究集会発表会配布資料. 2005, A4 判 7 枚, 前掲(1), 92-97 (未収録の 1 枚は, 前掲(1)の 333-334 を縮小コピーで A4 判 1 枚にしたもの).
- (39) 小田, 前掲(19), 54-55.
- (40) 朝比奈, 前掲(21), 8.
- (41) 根本, 前掲(29).
- (42) 森智彦. 司書養成教育担当者の問題. 図書館界. 49(3), 1997, 158.
- (43) 研究者としての図書館情報学教員の実態に関しては複数の研究が行われている。LIPER においても図書館情報学教育班の研究の一環として図書館情報学教育における教員に関する調査 (三根慎二ほか. 日本の図書館情報学分野の教員の経歴と論文生産性. Library and Information Science. 55, 2006, 71-82) がある。
- (44) 柴田正美. 司書・司書教諭養成課程の FD. 図書館界. 58(2), 2006, 108-112.
- (45) 日本図書館協会図書館学教育部会の FD については, 2000 年度から行われた。主なテーマは「インターネット環境を用いた情報サービス」, 「資料組織技術の最新動向」, 「図書館概論」, 「レファレンスサービス」といった特定の科目での展開を直接意識したものと「カリキュラム」, 「e-learning」といった教育の枠組・手法といったものについて行われている。概略は, 図書館年鑑 2000 年から 2002 年の「図書館員の養成と図書館学教育 (図書館概況)」を参照されたい (詳細は, 2000 年から 2002 年にかけての日本図書館協会図書館学教育部会会報に断続的に掲載)。
- (46) みんなの図書館編集部. アンケート調査: 図書館経営をどう教えるか. みんなの図書館. 261, 1999, 40-46.
- (47) 井上靖代ほか. 図書館「児童サービス論」養成実態中間報告. 京都外国語大学研究論叢. 55, 2000, 177-199.
- (48) 井上靖代. 「児童サービス論」での司書養成に関する調査報告. 図書館界. 53(2), 2001, 118-125.
- (49) 吉田暁史ほか. 司書講習科目改定と資料組織法. 図書館界. 50(2), 1998, 84-90.
- (50) 志保田務ほか. 「図書館経営論」の検討. 図書館界. 50(2), 1998, 92-98.
- (51) 志保田務. 「情報サービス」概念の導入とその領域: 改正省令下の「情報サービス概説」を中心に. 図書館界. 51(2), 1999, 92-98.
- (52) 谷本達哉ほか. 省令の資料論三科目 (『図書館資料論』, 『専門資料論』, 『資料特論』) の関係構造: その連携を求めて. 図書館界. 52(2), 2000, 92-102.
- (53) 村上泰子ほか. 司書科目「資料組織演習 (目録)」における課題類型別習熟度の分析: 司書講習篇. 資料組織化研究. 45, 2002, 19-27.
- (54) 村上泰子ほか. 司書科目「資料組織演習 (目録)」における課題類型別習熟度の分析: 司書課程篇. 資料組織化研究. 46, 2002, 27-36.
- (55) 前川和子ほか. 「レファレンス」をめぐる: 省令科目内の位置づけの再検討を中心に. 図書館界. 58(2), 2006, 90-98.
- (56) 吉田暁史ほか. 「資料組織概説」教科書の比較検討. 図書館界. 51(2), 1999, 84-90.
- (57) 高浪郁子. 『図書館経営論』のテキストを読んでみる. みんなの図書館. 261, 1999, 34-39.
- (58) 今村成夫. 司書講習「情報検索演習」テキストの内容分析. 山梨英和短期大学紀要. 34, 2000, 110-122.
- (59) 北克一ほか. 省令科目「資料組織演習」におけるコンピュータ目録演習環境の構築: 司書課程レベルをもとに. 整理技術研究. 39, 1998, 17-36.
- (60) 北克一ほか. 「資料組織演習」: コンピュータ目録演習課題の自動提示機能の展開. 整理技術研究. 40, 1998, 11-22.
- (61) 平井尊士ほか. 司書科目における書誌データベース構築演習の一手法の提案. 資料組織化研究. 43, 2000, 31-39.
- (62) 前川和子ほか. 図書館学教育・図書館利用教育における Web 教材・ビデオ教材の活用: 調査のための予備的考察. 図書館界. 53(2), 2001, 112-117.
- (63) 中西美季. 児童・YA 図書館員養成試案: アメリカの児童・YA 図書館員養成を例にとって. 図書館界. 54(2), 2002, 104-109.
- (64) 渡部満彦. WebOPAC と連携した資料組織演習. 図書館学. 80, 2002, 39-48.
- (65) 石橋民生. ホームページを利用した図書館概論の試み. 広島文教女子大学紀要. 38, 2003, 75-84.
- (66) 原田茂治ほか. 「情報検索演習」のための Internet の活用. 研究紀要 (静岡県立大学短期大学部). 10, 1998, 95-105.

- (67) 原田茂治ほか「情報検索演習」のための Internet の活用 (2). 研究紀要 (静岡県立大学短期大学部). 12(3), 1998, 15p. (オンライン), 入手先 <http://sizcol.u-shizuoka-ken.ac.jp/~kiyou/12_3/12_3_7.pdf>, (参照 2006-11-16).
- (68) 掘込静香. インターネットを利用した「情報検索演習」とその評価. 鶴見大学紀要: 第 4 部; 人文・社会・自然科学編. 37, 2000, 19-36.
- (69) 阿部悦子. 四国大学における司書科目「情報検索演習」の授業実践. みんなの図書館. 288, 2001, 37-40.
- (70) 熊谷紀男. 司書講習科目「情報検索演習」におけるサーチエンジンの利用指導について: 指導事例報告. 常葉学園大学研究紀要: 教育学部. 23, 2002, 45-54.
- (71) 早野喜久江. 大学司書課程におけるレファレンスサービス演習: 学生の意識調査に関する分析. 相模女子大学紀要. 67(A), 2003, 83-95.
- (72) 最新の動向については、『カレントアウェアネス』の中村香織ほか. 図書館員教育の国際動向. (CA1505 参照) や小島和規. 米国およびカナダにおける図書館情報学教育の変化: カリパー (KALIPER) プロジェクト概要. (CA1470 参照), 『現代の図書館』43 巻 1 号 (2005) の特集「図書館員の養成と資格制度に関する国際動向」, あるいは中島幸子. “KALIPER その後: 米国における図書館情報学教育の動向”. (日本図書館情報学会研究委員会編. 前掲(2), 219-229), 香海沙織. “英国 CILI の新しい資格認定の枠組み”. (日本図書館情報学会研究委員会編. 前掲(2), 231-237) で紹介されている.
- (73) KALIPER 報告書の邦訳は, 下記を参照のこと.
KALIPER 報告書 (日本語訳), (オンライン), 入手先 <<http://www.soc.nii.ac.jp/jslis/liper/kaliper.html>>, (参照 2006-11-28).
- (74) 上田ほか, 前掲(1), 190-194 および 207-248.
- (75) 根本, 前掲(36), 7.
- (76) 国際図書館連盟. (山本順一訳) 図書館情報専門職養成教育プログラムのためのガイドライン 2000 年版. 図書館雑誌. 98(3), 2004, 164-168.
- (77) 国立国会図書館関西館事業部図書館協力課. 図書館職員を対象とする研修の海外の状況調査. 国立国会図書館関西館事業部図書館協力課, 2004, 54p. (オンライン), 入手先 <http://www.ndl.go.jp/jp/library/lis_research/no3/lis_rr_03.pdf>, (参照 2006-11-16).
- (78) 川崎良孝ほか. 技量の継続的向上を求めて: 図書館員の研修に関する国際動向. 京都, 京都大学図書館情報学研究会, 2004, 129p.
- (79) たとえば『図書館雑誌』96 巻 4 号(2002)の「特集 図書館員の専門性向上と研修」や『みんなの図書館』292 号(2001)の「特集: やってますか? 研修」など.
- (80) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター, (オンライン), 入手先 <<http://www.nier.go.jp/jissen/index.htm>>, (参照 2006-11-16).
- (81) 日本図書館協会. 研修事業委員会. (オンライン), 入手先 <<http://www.jla.or.jp/kenshu/index.html>>, (参照 2006-11-16).
- (82) デジタル・ライブラリアン研究会. (オンライン), 入手先 <<http://www.dla.jp/>>, (参照 2006-11-16).
- (83) 糸賀雅児. デジタル・ライブラリアン研究会のねらいと活動. 図書館雑誌. 100(2), 2006, 91-93.
- (84) 岩本文子. 福岡県立図書館の研修について: レファレンス研修を中心に. 日本図書館協会図書館学教育部会会報. 73, 2005, 22-24.
- (85) 山崎徹朗. 大分県立図書館における「大分県公立図書館等職員研修」について. 図書館雑誌. 95(3), 2001, 180-181.
- (86) 日本図書館協会事務局. 都道府県図書館協会など主催の研修実施状況調べ. 図書館雑誌. 95(3), 2001, 182-183.
- (87) 生涯学習審議会社会教育分科審議会. 社会教育主事, 学芸員及び司書の養成, 研修等の改善方策について (報告). 図書館雑誌. 90(6), 1996, 416-425.
- (88) 日本図書館協会研修問題特別委員会. 日本図書館協会と研修. 図書館雑誌. 89(12), 1995, 1008-1012.
- (89) 日本図書館協会専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ. 専門性の確立と強化を目指す研修事業について (報告). (オンライン), 入手先 <http://www.jla.or.jp/kenshu/kenshuwg/wg_hokoku1998.pdf>, (参照 2006-11-16).
- (90) 日本図書館協会専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ(第 2 次). 専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ(第 2 次) 報告書. (オンライン), 入手先 <<http://www.jla.or.jp/kenshu/kenshuwg/hokoku.pdf>>, (参照 2006-11-16).
- (91) 三村敦美. 日本図書館協会中堅職員ステップアップ研修と専門性確立の方向性. 図書館雑誌. 100(2), 2006, 84-87.
- (92) 大谷康晴. “公共図書館職員の専門性向上と日本図書館協会”. 日本図書館情報学会研究委員会編, 前掲(2), 111-128.
- (93) 糸賀, 前掲(83), 91.
- (94) 図書館情報大学生涯学習推進室. 21 世紀の図書館職員をめざして 図書館職員の生涯学習(研修・リカレント教育) ニーズに関するアンケート調査報告. つくば, 図書館情報大学生涯学習推進室, 1999, 57p.
- (95) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター. 図書館及び図書館司書の実態に関する調査研究報告書: 日本の図書館どこまで「望ましい基準」に近づいたか. 東京, 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター, 2004, 126p.
- (96) 前川和子. 情報化時代における公共図書館員の教育・研修. 堺女子短期大学紀要. 37, 2002, 1-12.
- (97) デジタル・ライブラリアン研究会. 「情報化に対応した公共図書館職員の研修の在り方に関する調査」報告書 (平成 14 年度文部科学省委託事業). 東京, デジタル・ライブラリアン研究会, 2003, 144p.
- (98) 国立国会図書館図書館研究所. 都道府県立及び政令指定都市立図書館における研修のニーズと実態: 平成 11 年度図書館情報学調査研究プロジェクト最終報告書. 東京, 日本図書館協会, 2000, 92p.
- (99) 国立国会図書館関西館事業部図書館協力課. 図書館職員を対象とする研修の国内状況調査. 国立国会図書館関西館事業部図書館協力課, 2005, 116p. (オンライン), 入手先 <http://www.ndl.go.jp/jp/library/lis_research/no5/lis_rr_05.pdf>, (参照 2006-11-16).
- (100) 図書館情報大学生涯学習推進室, 前掲(94), 33-35.
- (101) 慶應義塾大学文学部 慶應義塾大学大学院文学研究科 図書館・情報学専攻. (オンライン), 入手先 <<http://www.slis.keio.ac.jp/index.html>>, (参照 2006-11-16).
- (102) 筑波大学大学院博士課程 図書館情報メディア研究科. (オンライン), 入手先 <<http://www.slis.tsukuba.ac.jp/grad/>>, (参照 2006-11-16).
- (103) 全国図書館大会実行委員会事務局. 第 89 回全国図書館大会記録. 静岡, 全国図書館大会実行委員会事務局, 2004, 194p. 160-161.
- (104) 図書館経営管理コース. 筑波大学図書館情報メディア研究科. (オンライン), 入手先 <<http://www.slis.tsukuba.ac.jp/grad/LM/index.html>>, (参照 2006-11-16).
- (105) 鈴木均. 公共図書館の可能性: 図書館の現場より. 現代の図書館. 43(3), 2005, 146-155.
- (106) 全国図書館大会実行委員会事務局, 前掲(103), 161-162.

- (107) 日本図書館協会研修委員会. 高度な専門性を評価する名称の付与制度の検討について (報告). (オンライン), 入手先 <<http://www.jla.or.jp/keiei/hokoku020605.pdf>>, (参照 2006-11-16).
- (108) 日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チーム. 日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チーム (報告). (オンライン), 入手先 <http://www.jla.or.jp/keiei/20030224_hokoku.pdf>, (参照 2006-11-16).
- (109) 日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チーム (第2次). 日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チーム (第2次) 報告. (オンライン), 入手先 <<http://www.jla.or.jp/keiei/20040331.pdf>>, (参照 2006-11-16).
- (110) 日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チーム (第3次). 日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チーム (第3次) 報告. (オンライン), 入手先 <<http://www.jla.or.jp/keiei/20050322.pdf>>, (参照 2006-11-16).
- (111) 特別企画:「専門職員認定制度」をめぐって. 図書館雑誌. 98(9), 2004, 661-667.
- (112) 小泉徹. 図書館員の資格制度について: プロフェッショナル図書館員, 司書課程, 専門職員認定制度. 図書館雑誌. 97(3), 2003, 182-183.
- (113) 大谷康晴. 日本における公共図書館職員の認定制度とその課題: 図書館職員の研修と処遇. 現代の図書館. 43(1), 2005, 26-33.
- (114) 全国図書館大会実行委員会事務局, 前掲(103), 151-154, および 156.
- (115) 全国図書館大会実行委員会事務局. 第90回全国図書館大会記録. 高松, 全国図書館大会実行委員会事務局, 2005, 540p.
- (116) 全国図書館大会実行委員会事務局, 前掲(115), 467.
- (117) 常務理事会議事録. 図書館雑誌. 98(11), 2004, 877-878.
- (118) 常務理事会議事録. 図書館雑誌. 99(1), 2005, 61.
- (119) 宮下明彦. 長野県図書館協会の新たな試み: 個人会員制, 体系的な研修と認定登録制度について. 図書館雑誌. 100(7), 2006, 426-427.
- (120) 長野県図書館協会会則. 長野県図書館協会. (オンライン), 入手先 <<http://www.nagano-la.com/kyoukai/kaisoku.htm>>, (参照 2006-11-16).
- (121) 図書館情報大学生涯学習教育研究センター. すべての図書館に専門職員の資格制度を: 大学, 公共, 専門, 病院図書館と司書養成の現場から. つくば, 図書館情報大学生涯学習研究センター, 2002, 62p.
- (122) 薬袋秀樹. 「司書の専門的知識の自己評価試験」の提案. 図書館雑誌. 93(3), 1999, 221.
- (123) 藤井千年. 図書館職員自己研修再考: 生き甲斐発見への旅. みんなの図書館. 292, 2001, 2-7.
- (124) 柴田正美. 図書館員と研究団体. みんなの図書館. 296, 2001, 3-8.
- (125) これからの図書館の在り方検討協力者会議. これからの図書館像: 地域を支える情報拠点をめざして (報告). (オンライン), 入手先 <http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701.htm>, (参照 2006-11-29).
- (126) これからの図書館の在り方検討協力者会議. 「これからの図書館の在り方検討協力者会議」(第1回) 配付資料や第1回の議事の様子を参考にした.
これからの図書館の在り方検討協力者会議. 「これからの図書館の在り方検討協力者会議」(第1回) 議事要旨. (オンライン), 入手先 <http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/yousi/06111004.htm>, (参照 2006-11-28).
- (127) 同上
- (128) 塩見昇. 司書形成における養成と研修. 図書館界. 49(3), 1997, 119-127.
- (129) 小田, 前掲(19), 54.
- (130) 大谷, 前掲(92), 122-123.

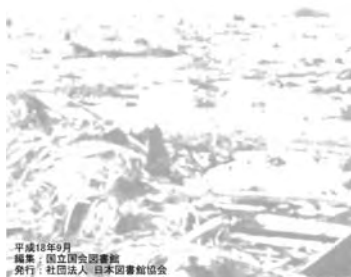
『スマトラ沖地震・津波による文書遺産の被災と復興支援
—平成 17 年度国立国会図書館公開セミナー記録集—』
(図書館研究シリーズ No.39) を刊行しました



編集：国立国会図書館関西館事業部図書館協力課

発行：社団法人 日本図書館協会

2006.9, 136p. 2,310 円



- IFLA/PAC の防災プログラムについて
- アチェ州における図書館とドキュメントセンターの復興・再建計画
- スリランカにおける図書館の津波被害 再建のプロセスと課題
- 一歩前へアチェにおける被災文書の修復活動
- IFLA/PAC アジア地域センターの最近の活動について
- スマトラ沖地震・津波による被害を受けた図書館に対するオーストラリア国立図書館の支援・協力活動

平成 17 年 12 月に開催した国立国会図書館公開セミナー「スマトラ沖地震・津波による文書遺産の被災と復興支援」の記録集を、『図書館研究シリーズ』第 39 号として刊行しました。

2004 年 12 月にインドネシア・スマトラ島沖で発生し、インド洋地域に甚大な被害を及ぼした地震・津波から 1 年後に開催したこのセミナーでは、国際図書館連盟 (IFLA) が推進する資料保存コア活動 (IFLA/PAC)、および被災地であるインドネシア・スリランカにおける復興状況・活動について、それぞれ報告、紹介が行なわれました。

この記録集によって、災害に対する理解を深めるとともに、被災した資料への対処や防災計画等、図書館資料を含む文書遺産を守るために必要な知識、情報を十分に共有していただければ幸いです。

視覚障害その他の理由でこの本を活字のままでは読むことのできない人の利用に供するために、この本をもとに録音図書（音声訳）、拡大写本又は電子図書（パソコンなどを利用して読む図書）の作成を希望される方は、国立国会図書館まで御連絡ください。

連絡先 国立国会図書館 総務部総務課

住 所 〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

電話番号 (03) 3506-3306